

事務局説明資料

2021年6月7日

貿易経済協力局

目次

1. 総論
2. 急変する国際情勢への対応
3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援
4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援
5. OECD輸出信用アレンジメント
6. NEXIの監理

1. 総論

2. 急変する国際情勢への対応

3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援

4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援

5. OECD輸出信用アレンジメント

6. NEXIの監理

株式会社日本貿易保険（NEXI）について①

<法人概要>

- 設立根拠法 : 貿易保険法
- 事業 : 企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーする保険事業の実施
- 設立 : 2017年4月1日（政府100%出資の株式会社）
- 役職員数 : 216名（2021年4月1日現在）
- 資本金 : 約 1,693億円
- 総資産 : 約17,396億円
- 拠点 : 本店（東京）、大阪支店、海外拠点（パリ事務所、ニューヨーク事務所、シンガポール支店）

<事業実績>

- 責任残高 : 約**12.6兆円**（2019年度末）
- 年間引受実績 : 約 **5.9兆円**（2019年度）
【うち、輸出に関する保険は約**4.7兆円**（2019年度）※本邦企業による輸出額は約**76兆円**（2019年度）】

参考：保険種や会計手法の違いがあるため単純な比較は困難であるが、輸出額に占める保険引受額の割合について、中国Sinosureは24.4%、韓国K-sureは24.8%を占める（いずれも2019会計年度。NEXI調べ。）。

- 保険金支払額 : 約 571億円（2019年度）

<参考> 貿易保険法

（会社の目的）

第三条 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とする。

株式会社日本貿易保険（NEXI）について②

- 株式会社日本貿易保険（NEXI）は、企業の輸出、投資、融資等の**対外取引**において生じる**民間保険では救済できないリスクをカバーする保険事業**を実施。

<参考> 貿易保険法

（目的）

第一条 この法律は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他**通常の保険によつて救済することができない危険を保険する制度を確立**することによつて、外国貿易その他の**対外取引の健全な発達を図ることを目的**とする。

（会社の目的）

第三条 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、対外取引において生ずる**通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を行う**ことを目的とする株式会社とする。

（貿易保険の種類）

第三十九条 貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険とする。

株式会社日本貿易保険（NEXI）について③

<沿革>

- 1950年 輸出信用保険法制定。以降、2001年まで貿易保険事業は（旧）通商産業省にて運営。
1953年 輸出保険法に名称変更。
1987年 貿易保険法に名称変更。
-

2001年 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の設立。

- ※ 中央省庁等改革の一環としてNEXIを設立し、従来国が行っていた貿易保険事業（貿易保険の引受け、保険金の支払、債権回収等）を移管。国はNEXIから再保険を引受け。

2014年 貿易保険法改正による貿易保険制度の機能面強化。

- ※ アルジェリアで発生したテロを背景に、テロ、戦争等のリスクに一層対応するよう保険制度を拡充。また、日本企業の海外展開支援を目的として、海外日系子会社の行う輸出等取引及び海外投資における損失を填補する保険制度を創設するなど、貿易保険制度の機能面を強化。

2017年 NEXIの株式会社化（株式会社日本貿易保険の設立）。

- ※ 国の再保険制度を廃止し、貿易保険に関する経理をNEXIに一元化。ただし、引き続き国との一体性を確保するため引受基準等を国が定めるとともに、政府保証やNEXIの資金調達に困難な場合における財政上の措置を手当て。

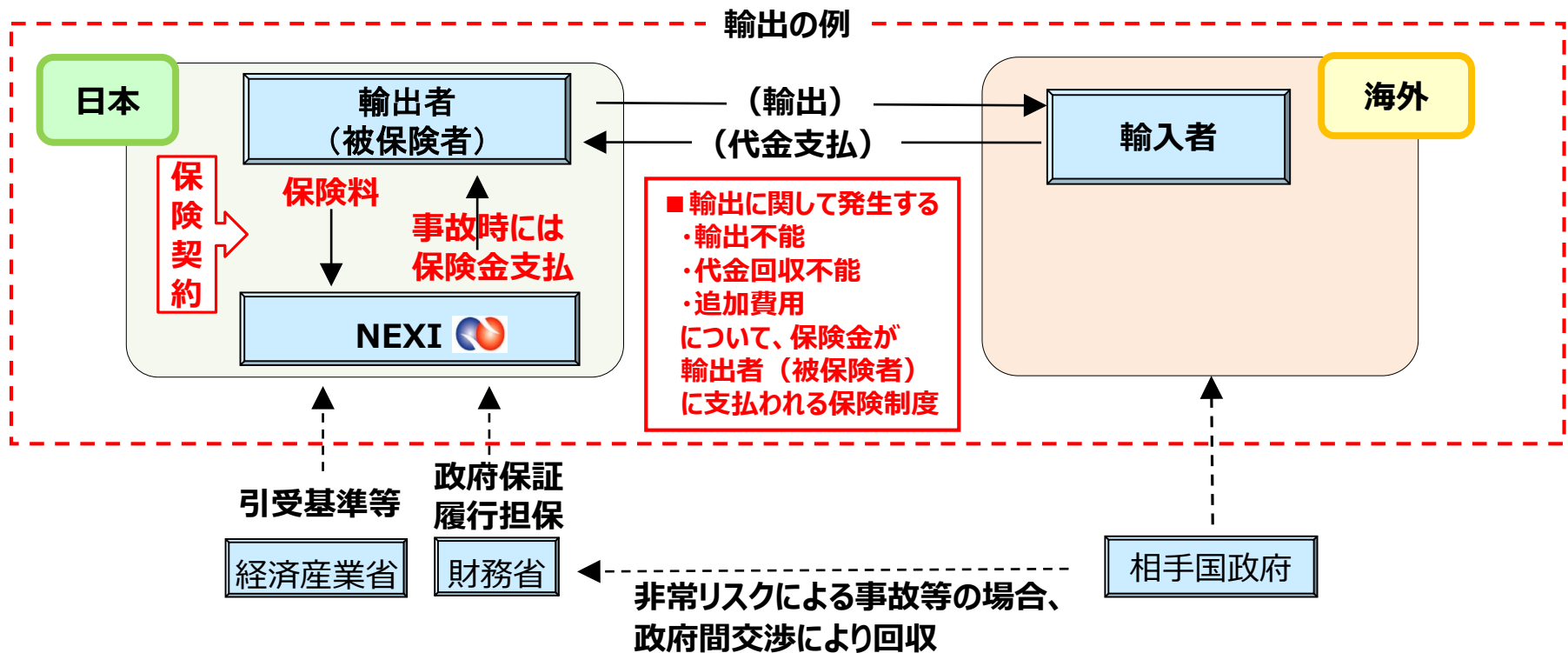
貿易保険について①

【貿易保険の概要】

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の**対外取引**において生じる**民間保険では救済できないリスクをカバー**する。
- 株式会社日本貿易保険（NEXI）は、中長期の**収支相償の原則**の下、貿易保険事業を営む。

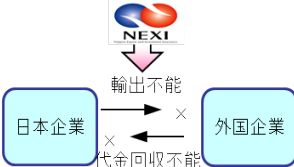
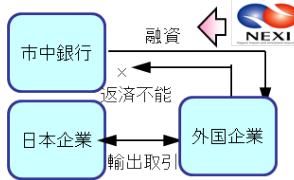
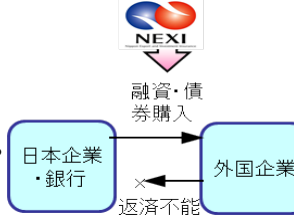
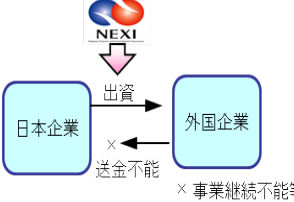
【リスクの種類】

- 非常リスク：**戦争・テロ**、為替・輸入制限、経済制裁、収用、**自然災害** 等
- 信用リスク：**契約相手方の破産、3ヶ月以上の履行遅滞** 等



貿易保険について②

- 企業の輸出、投資、融資等の様々な対外取引において生じる戦争・テロ等の非常リスクや契約相手方の破産等の信用リスクをカバーする保険事業を提供。

保険対象取引	保険種・保険内容	引受実績 (2019年度)	責任残高 (2019年度末)
輸出に関する保険	普通貿易保険 輸出不能や、輸出後／外国企業等に対する技術提供後の代金回収不能による損失をカバー。 	4.5兆円	6.0兆円
	貿易代金貸付保険 銀行等が行う外国企業の日本貨物の購入資金に係る融資等（バイヤーズ・クレジット）の返済不能による損失をカバー。 	0.2兆円	0.8兆円
プロジェクトに関する保険	海外事業資金貸付保険 銀行等が行う外国企業の事業資金（日本からの輸出に関連しないアンタイト資金）に係る融資等の返済不能による損失をカバー。日本裨益について個別に国へ確認が必要。 	0.4兆円	3.4兆円
	海外投資保険 投資先の事業が一定期間以上継続できなくなったこと等による損失をカバー。 	0.6兆円	1.6兆円
その他（再保険等）		0.2兆円	0.8兆円
合計		5.9兆円	12.6兆円

(注) 限度型設定型貿易保険等を除く貿易一般保険のみの実績

(資料) 日本貿易保険2019年度報告書

1. 貿易保険制度の見直しを検討すべきもの

- (1) 保険金支払の対象とする範囲について
 - ・ 追加的な費用を填補する保険の事象を、感染症を含む、戦争・革命・内乱以外の非常リスクに拡大
 - ・ 事業不能等に至る前の損失も保険金支払の対象とすることの検討
- (2) 付保対象とする取引の範囲について
 - ・ 再投資先以降の間接投資についても保険の対象に追加
 - ・ 仲介貿易における前払金を前払輸入保険の対象に追加
- (3) 国際金融機関との連携を更に強化
- (4) その他
 - ・ 特に中堅・中小企業にとって容易ではない、取引実績のない地域の企業の信用力確認等に関する更なる支援の検討 等

2. 運用を更に改善すべきもの

- (1) SDGs等の取組支援について
 - ・ グリーン、デジタル等の新しい分野への挑戦を行う場合の付保率引上げ
 - ・ 事業を最後まで持ち続けることを前提に設計されている融資保険の柔軟化の検討
- (2) 中堅・中小企業の多くは海外に関する情報は現地に出張をすることなどで収集しているが、特に現在は新型コロナの影響もあり情報収集が難しいため、NEXIの保有する海外情報に企業がアクセスできるサービスを開始
- (3) 企業の運転資金確保・銀行の融資余力拡大について
 - ・ 国際的な金融秩序の混乱といった事態に際しては、保険金を一括払いするなどの柔軟な対応の検討
 - ・ 足元の新型コロナの影響については、一時的にバイヤー格付の引下げを猶予
 - ・ 国カテゴリーの下方修正を適用するまでの期間の猶予延長の検討
- (4) 民間損保会社から再保険を引き受けることができる保険の種類を更に拡大
- (5) その他
 - ・ 海外投資保険にて填補される損失は純資産持分の毀損のみとなっているところ、資本金が小さく売上高・利益が多い構造の企業への対応の検討
 - ・ 融資保険についてリスクを行うと、保険期間の延長により追加の保険料を追徴されるが、特に融資を行う金融機関の意思にかかわらず現地法によりリスクを強いられた場合などについての対応の検討
 - ・ 保険の填補事由を利用者が選択することで保険料を抑えたいなど、利用者ニーズに細かく沿った商品設計の検討
 - ・ 利用者に協力が求められている保険金回収業務の負担軽減の検討
 - ・ 我が国の安定的な資源確保につなげるため、新興国や資源国での我が国のレバレッジを強化
 - ・ 新型コロナへの対応として暫定的に行われている各種手続の電子化の恒久化 等

前回の懇談会を踏まえた検討（1. 貿易保険制度の見直し）

● 前回の懇談会での御指摘を踏まえて、我が国企業が国際的な事業展開を安定的に行うことができる環境を整備するため、**①新型コロナを踏まえた対応**、**②サプライチェーン強靱化に向けた対応**、**③国際連携強化に向けた対応**、の観点から貿易保険制度の見直しを検討。

①新型コロナを踏まえた対応

プラント建設工事の中断による追加費用（従業員の退避費用、倉庫保管費等）を対象とする貿易保険の**事故事由を感染症を含む非常リスクに拡大**する [現行法では「戦争・革命・内乱」に限定]。

【事例】
タイでプラントを建設する本邦企業が感染症の発生により事業中断を行った場合、事業中断により本邦企業が追加的に負担することとなった従業員の退避費用等について保険金の支払。

②サプライチェーン強靱化に向けた対応

本邦企業が行う**再投資等（間接投資）や仲介貿易における前払取引についても、貿易保険の対象**とする [現行法ではそれぞれ直接投資、前払輸入に限定]。

【事例】
本邦企業の直接投資先のシンガポール企業が更にベトナム企業に再投資し、当該ベトナム企業に損害が生じた場合、当該ベトナム企業に生じた損害により本邦企業に生じた損失について保険金の支払。

③国際連携強化に向けた対応

株式会社日本貿易保険（NEXI）の業務に、**国際金融機関への出資を追加**する。

【事例】
ビジネスリスクの高いアフリカ地域への我が国企業の進出を強力にサポートするため、NEXIがアフリカ地域の国際金融機関に出資し、協働による案件支援を図る。

前回の懇談会を踏まえた検討（2. 運用の更なる改善）

- NEXIは、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応としての事業者支援**について、以下の取組を実施中。
- 新型コロナへの対応のみならず、世界的なカーボンニュートラルの実現に向けた支援も併せて行っていく。

1. 新型コロナ対応策の継続

① 運転資金調達支援の1年延長

： 海外で事業活動を行う日系子会社の運転資金の調達を支援する取組を2021年度末まで延長。

② 貿易保険の手続の期限猶予

： 保険の申込み、内容変更の申請・通知、保険料支払等の各種手続について、期限到来後も柔軟に対応。

③ バイヤー格付の引下げ猶予

： 個別案件の事情も精査した上で、バイヤー格付の引下げを猶予する運用を可能な範囲で継続。

2. 新型コロナを契機として恒久的に対応するもの

① リモートワーク対応のための手続改善

： 契約書類のPDF化、メールによる送付を行い、リモートワークに寄り添う対応を実施。

② 海外バイヤー格付情報の提供

： 特に中堅・中小企業のご要望に応えるため、NEXIが保有する海外バイヤー情報を国・業種ごとに一覧化し、無料で提供するサービスの開始（本年1月）。

前回の懇談会からの状況変化

対外取引を巡る状況変化

米中対立等の
国際情勢変化



急変する国際情勢への一層の対応

気候変動に関する諸外国の
政策動向の変化



グリーン支援強化・
カーボンニュートラルに向けた
取組支援の必要

新型コロナウイルス感染症の長期化・
農産品 5 兆円輸出目標を実現する
ための戦略の決定



中堅・中小企業／農産品分野等の
海外展開支援の充実

⇒ 日本企業の競争力強化のため、他国との公平な競争環境の確保の必要
(OECD輸出信用アレンジメント)



これを支えるNEXIの体制強化

NEXIにおける貿易保険法違反事案の発生



NEXIの監理について検討が必要

1. 総論

2. 急変する国際情勢への対応

3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援

4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援

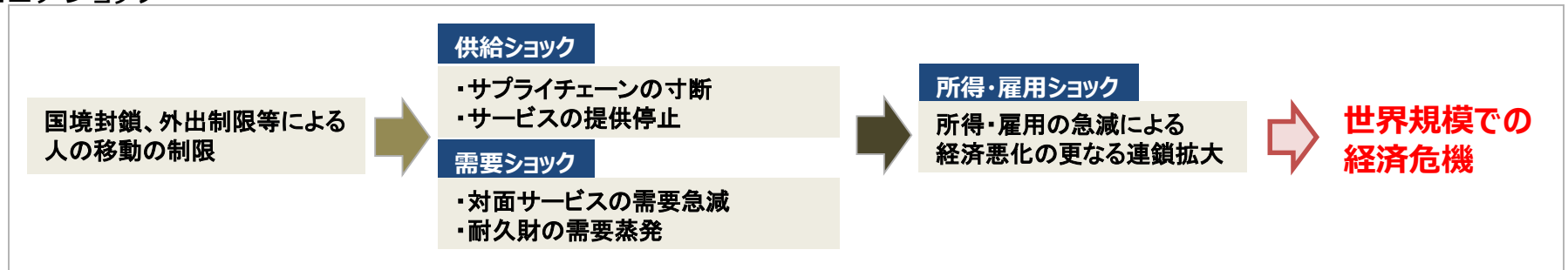
5. OECD輸出信用アレンジメント

6. NEXIの監理

新型コロナウイルスの経済への影響（Withコロナ）

- **コロナショック**は、人と人の接触制限に起因して「供給ショック」と「需要ショック」が併発した、**世界規模での経済危機**。
- IMFが2021年4月6日に公表した見通しによれば、2021年の世界実質GDP成長率は6.0%であり、2020年の落ち込み幅を取り戻すだけの回復が見込まれている。しかし、一部の国・地域では最近でもロックダウンが実施されるなど、経済への影響は継続。国・地域ごとの回復スピードは大きく異なっており、**回復の跛行性**がみられる。

コロナショック



IMFによる実質GDP成長率の見通し

(%)	2020年	2021年	(%)	2020年	2021年
世界	-3.3	6.0 (0.5)			
先進国	-4.7	5.1 (0.8)	新興国・発展途上国	-2.2	6.7 (0.4)
米国	-3.5	6.4 (1.3)	アジア新興国・発展途上国	-1.0	8.6 (0.3)
ドイツ	-4.9	3.6 (0.1)	中国	2.3	8.4 (0.3)
フランス	-8.2	5.8 (0.3)	インド	-8.0	12.5 (1.0)
イタリア	-8.9	4.2 (1.2)	欧州新興国・発展途上国	-2.0	4.4 (0.4)
スペイン	-11.0	6.4 (0.5)	ロシア	-3.1	3.8 (0.8)
日本	-4.8	3.3 (0.2)	南米及びカリブ新興国・発展途上国	-7.0	4.6 (0.5)
英国	-9.9	5.3 (0.8)	ブラジル	-4.1	3.7 (0.1)
カナダ	-5.4	5.0 (1.4)	中東及び中央アジア新興国・発展途上国	-2.9	3.7 (0.7)
その他先進国	-2.1	4.4 (0.8)	サブサハラ地域アフリカ	-1.9	3.4 (0.2)

一部の国・地域では最近でもロックダウン等が実施されるなど経済への影響が継続。

(JETRO等の公表資料による)

- ・英国
全国を対象に最も厳しいレベルでのロックダウン措置（2021年1月～4月）
- ・シンガポール
在宅勤務の義務化など感染防止対策の再強化（2021年5月～）
- ・マレーシア
感染者数の拡大に伴い活動制限令を強化して発令（2021年5月）
- ・インド
感染が再拡大する州で規制を再強化。デリー準州政府は終日外出禁止を発令（2021年5月）

など

(左資料) IMF World Economic Outlook April 2021

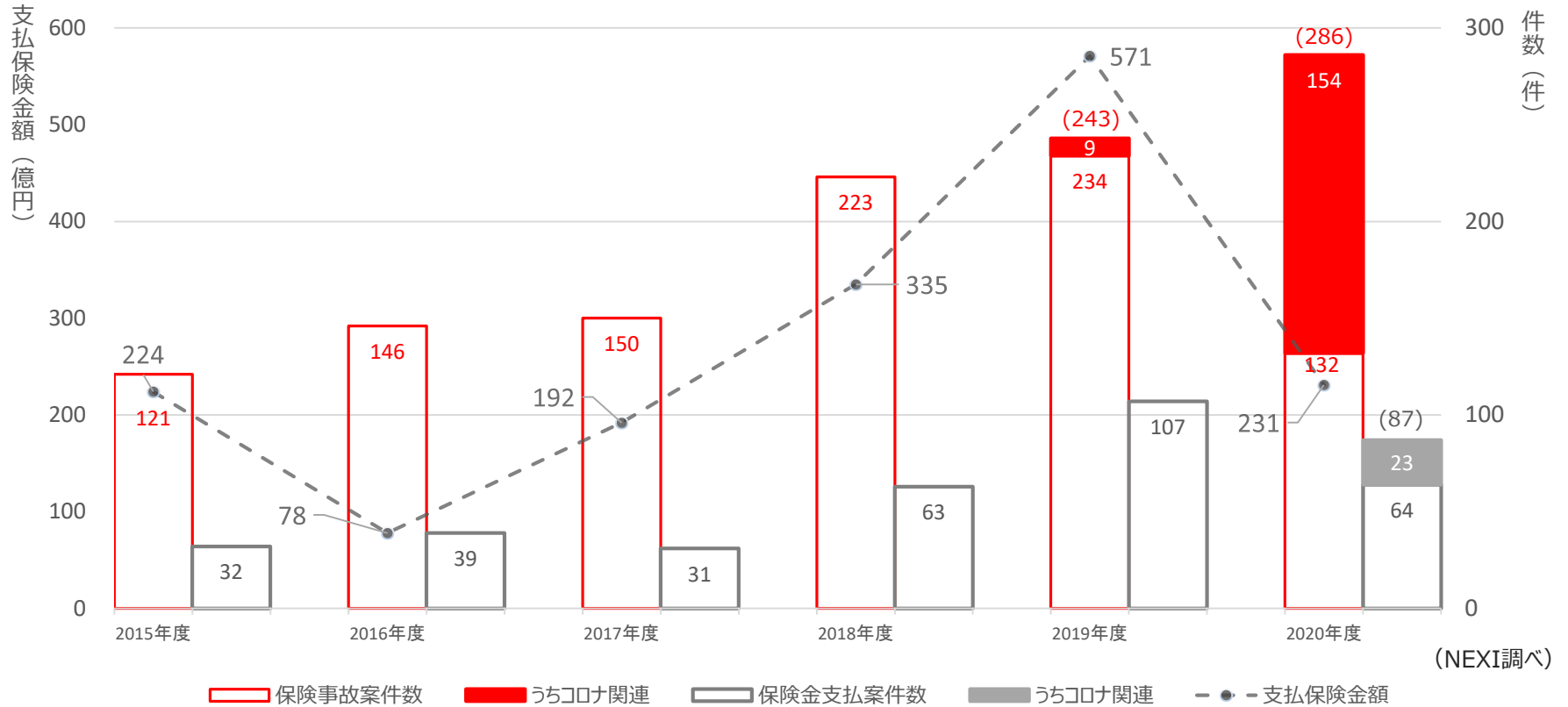
備考1：2020年は実績、2021年の数値はIMFによる予測値

備考2：2021年の予測数値の右側にある括弧内の数値は前回2021年1月版からの改定幅

新型コロナの影響に対する貿易保険の対応

- 新型コロナの影響により、**2020年度の保険事故の案件数は前年度までと比べて増加した。**

保険事故及び保険金支払いの案件数並びに支払保険金額の推移



保険金支払に至る前に入金が行われた案件が多かったため、2020年度の保険金支払の案件数は例年並み。支払保険金額の多寡は、大型案件の保険金請求のタイミングによるところが大きい。

注：コロナ関連の保険事故の案件数は、被保険者の通知にコロナ関連の記載があったものを計上。
 コロナ関連の保険金支払の案件数は、保険金請求時にコロナに直接起因して損失が発生していることが確認されたものを計上。

急変する国際情勢への対応（米中対立）

- バイデン大統領は、外交スピーチにおいて、中国は「最も重要な競争者」と述べ、**特に輸出・投資分野では、中国に対する強硬路線は崩していない。**
- **米国は、輸出管理規則に基づく措置として、安全保障や外交上の懸念がある外国企業を「エンティティリスト¹」として公表。**2020年12月には、中国での人権侵害や、南シナ海での軍事化等に関わったとして**中国企業59社を同リストに追加。**バイデン政権下でも、こうした流れは継続。

バイデン大統領による外交スピーチ抜粋（「世界におけるアメリカの位置」、2021年2月）

- **米国に対峙しようとする中国の野心**、我々の民主主義を損なおうとするロシアの決意等、跋扈する権威主義に対応しなければならない。
- **中国は「最も重要な競争者（the most serious competitor）」**である。
- 中国の経済的な不正行為に対峙する。**中国による攻撃的、威圧的な行動に対抗し、人権、知的財産及びグローバルガバナンスの侵害を押し戻す。**



米中外交トップ会談における双方の冒頭発言抜粋（2021年3月）

<米国側の冒頭発言>（米国務省HPから作成）

- 新疆、香港、台湾、米国へのサイバー攻撃、同盟国への経済的強制など、**中国の行動に対する深い懸念についても議論する。**
- **中国との関係は、必要があれば競争的に、可能な場合に協調的に、そうしなければならないときには敵対的になる。**

<中国側の冒頭発言>（中国外交部HPから作成）

- **米国流の民主主義を世界に広げるのはやめるべき。**
- 新疆、チベット、台湾は中国の不可分の領土。米国による内政干渉に断固反対。
- 両国に競争があるとすれば、経済的な側面に焦点をあてたもの。経済的な関与における摩擦については、合理的な方法で対応し、Win-Winの結果を求めることが重要。**武力や金融の覇権を行使して国家安全保障を過度に拡大すべきではない。**

1:エンティティリスト該当企業は、指定された品目の輸出、再輸出、移転（米国内における移転）に係る特定の輸出許可要求事項の対象となる上で、「原則不許可（presumption of denial）」となる。

ミャンマー情勢

- 2015年の総選挙により、軍事政権から国民民主連盟（NLD）政権に移行。NLDは、**2020年11月の総選挙で圧勝**したが、**国軍は投票に不正があった旨主張**。
- 2月1日、アウンサン・スー・チー国家最高顧問等政権幹部が**国軍によって拘束**。同日、**国家緊急事態宣言が発出**され、国軍司令官が三権掌握。これに対し、**全土で大規模な抗議活動**が展開されたが、**国軍・警察が、実弾等で大規模な鎮圧を行い、死傷者が多数発生**。
- **米欧等は、国軍関係の個人・企業を対象とした制裁措置を発表**。
- これまで、日本は、ティラワ経済特区開発をはじめ、官民挙げた経済支援を実施し、多くの日系企業が進出しており、**今後、ミャンマー国内の情勢や国際社会の動向を要注視**。

日系企業のミャンマーへの進出状況



(資料) 外務省HP

在留邦人	3505名 (2020年12月時点)
日系企業数	436社 (2021年1月時点) ※在ミャンマー-日本商工会議所会員企業数
日本からの投資	7億6800万ドル (2019年10月-2020年9月期) 出所：計画財務工業省・投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration : DICA)
ティラワ経済特区 (ヤンゴンから南に20 キロ) の開発	電力・水・交通等のインフラは円借款にて整備。 総開発面積は約2400ha (山手線内側の約40%)。 2014年の販売開始以降、114社が進出。

主な保険種の事由一覧

- それぞれの**保険の填補事由**は、その保険が対象とする**取引の性質等**に応じて様々。
- 特に、**信用リスク**については、**保険種毎に差異が発生**している。

	輸出保険		融資保険	海外投資保険
	以下の事由により貨物を輸出等することができなくなったことによる損失	以下の事由により代金等を回収することができないことによる損失	以下の事由により貸付金等を回収することができないことによる損失	以下の事由により投資の相手方の 事業の継続の不能等(※1) が生じたこと等による損失(※2)
非常リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○為替取引の制限・禁止 ○輸入制限・禁止 ○戦争・革命・内乱による為替取引の途絶 ○仕向国への輸送の途絶 	<ul style="list-style-type: none"> ○為替取引の制限・禁止 ○戦争・革命・内乱 	<ul style="list-style-type: none"> ○戦争・革命・内乱 	<ul style="list-style-type: none"> ○戦争・革命・内乱・暴動・騒乱 ○外国政府等による事業の遂行上特に重要なものの侵害
	○本邦外で生じた事由であり当事者の責めに帰することができないもの	○本邦外で生じた事由であり当事者の責めに帰することができないもの	○本邦外で生じた事由であり当事者の責めに帰することができないもの	○本邦外で生じた事由であり当事者の責めに帰することができないもの
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方の破産手続開始の決定 ○相手方の更生手続開始の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方の破産手続開始の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方の破産手続開始の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方の破産手続開始の決定
	○契約の一方的破棄・解除	○相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞	○相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞	

(※1) このほか、貿易保険法施行令において、①破産手続開始の決定その他これに準ずる事由、②銀行による取引の停止その他これに準ずる事由(著しい債務超過となっている場合に限る。)、③**一月以上の事業の休止**、を規定している。

(※2) このほか、海外投資保険においては、出資に関するものうち、外国において実施される為替取引の制限又は禁止等による株式の元本の喪失により取得した金額等の送金不能等による損失等も填補の対象としている。

事業者の声①

- A国にて事業を行う企業に対する融資案件において、当該企業が更生手続の開始決定を受けた。**A国の法制度では、更生計画が可決された場合、既存契約が解除され、融資契約における債権／債務が消滅してしまい、「債務の履行遅滞」を原因とした保険金支払の対象とはならなくなってしまう。**
- B国における大型プロジェクトに対する融資案件について、制裁の一環として貸付債権の保有が禁止されるリスクを抱えている。こうしたリスクのある案件については、**まだ具体的な事由が発生している訳ではないものの、保険金支払の対象とすることはできないか。**

<貿易保険法抜粋>

(保険契約)

第七十一条 (略)

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行つた者が [中略] **次の各号のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失**を填補する貿易保険とする。

一～四 (略)

五 海外事業資金貸付の相手方の**保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞** (海外事業資金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。)

<海外事業貸付保険約款抜粋>

(てん補危険)

第三条 日本貿易保険は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する事由により貸付金等を回収することができないことにより受ける損失を [中略] てん補する責めに任ずる。

一～十 (略)

十一 海外事業資金貸付の相手方の**3月以上の債務の履行遅滞** (被保険者の責めに帰することができないものに限る。)

- C国空港の運営事業に出資をしているが、新型コロナの影響を受け、空港事業の大部分は休止をせざるを得なくなっている一方、**基幹インフラである空港は、その事業を完全に休止することはできない。**海外投資保険では、**事業全体が休止しない限り保険金の支払対象とならないところ、政府等の要請により、事業を完全に止めることができない基幹インフラは、保険金の支払対象とはなり得ないのではないか。**

<貿易保険法抜粋>

(保険契約)

第六十九条 (略)

2 海外投資保険は、海外投資を行つた者が次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 (略)

二 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行つた者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能**その他政令で定める事由**が生じたこと。

三・四 (略)

五 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定（第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）が生じたこと。

<貿易保険法施行令抜粋>

(海外投資保険)

第二十一条 法第六十九条第二項第二号の事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 一月以上の**事業の休止**

論点（国際情勢の変化への対応）

- 前回懇談会を実施した昨秋以降、米国の政権交代後の中長期的な米中対立の基調の継続やミャンマー情勢の不安定化など、国際情勢が急激に変化している。こうした中、公的金融機関としてNEXIが果たすべき役割について、どう考えるか。
 - (1) 融資保険において、現行制度では信用危険について「保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞」の発生を求めているところ、経済制裁に至る前の債権放棄や更生手続の開始による契約解除の場合等の対応について、どう考えるか。
 - (2) 海外投資保険において、現行制度では事故要件として非常危険の発生による「事業の継続の不能」等を求めているところ、例えば基幹インフラ等、事業全体を休止することが不可能な事業に係る対応について、どう考えるか。
 - (3) このほか、国際情勢の急激な変化を踏まえ、また同時に中長期的な収支相償の原則も念頭に、NEXIに求められる役割はなにか。

-
1. 総論
 2. 急変する国際情勢への対応
 3. **グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援**
 4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援
 5. OECD輸出信用アレンジメント
 6. NEXIの監理

日米気候パートナーシップ

日米首脳会談における日米気候パートナーシップの立ち上げ

- 4月16日、菅総理大臣とバイデン米大統領は、**日米首脳会談において、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致し、発表。**
- 本件は、日米首脳間で発表する初めての気候変動に関する協力枠組み。
- 日米首脳は、気候サミット、COP26及びその先に向け、日米で気候変動分野の取組を加速し、国際社会をリードしていくことを確認。

日米気候パートナーシップの下での協力

- 以下の三つの柱の下で取組を推進していく。

① 気候野心とパリ協定の実施に関する協力・対話

両国における2030年目標や2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標の達成に向けた計画や政策等の情報共有等を行うとともに、パリ協定の実施に係る交渉において協力。

② 気候・クリーンエネルギーの技術及びイノベーション

水素、CCUS／カーボンリサイクル、革新原子力等の分野を含むイノベーションに関し、日米両国で協力し、**グリーン成長の実現に向け協働。**

③ 第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協力

日米両国による協力に関する議論を行うほか、**途上国における気候変動に配慮・適応したインフラ開発及び能力構築、地方自治体の行動促進や気候資金の分野における連携**を行う予定。

気候変動政策の加速を受けたインフラ投資動向

- 世界の主要国が**カーボンニュートラルを宣言し、その実現に向けて大規模な投資計画を発表**。例えば、米国は8年間で2兆ドル規模のグリーンエネルギーへの投資計画を発表。英国は、政府投資120億ポンド、民間投資420億ポンドを見込む。
- EUではサステナブルな経済活動を分類・定義した「タクソミー」を策定し、グリーン投資を定義付け。2022年より規則の適用を開始予定。



米国

- ✓ 電力セクター・イノベーション・環境正義等を含む、**グリーンエネルギー等のインフラ投資への8年間で2兆ドル規模の投資計画**。



英国

- ✓ **120億ポンド（約1兆6,560億円）を投資**し、民間投資も420億ポンドを見込む。2030年までにグリーン関連雇用を25万人生み出す計画。



中国

- ✓ 「気候変動対応分野の投融資の促進に関する指導意見」が公表され、**カーボンファイナンス投資ファンドの設立など**について提言された。

タクソミーに関する動向

- 2015年
SDGs採択、パリ協定採択
- 2016年
サステナブルファイナンスに関するハイレベル専門家グループ（HLEG）を設立
- 2018年
サステナブルファイナンスに関するアクションプランを採択、テクニカル・エキスパート・グループ（TEG）によりタクソミーの策定等を開始
- 2020年
TEGがタクソミーに関する最終報告書を公表
タクソミー規則が成立
- 2022年（予定）
タクソミー規則が施行
（気候変動緩和・適応目的のみ）
- 2023年（予定）
上記以外の4分野でタクソミー規則が施行

（出所）EUウェブサイトより作成

「グリーン」基準策定の動き ～ EUタクソミー

- EUでは、**サステナブル・ファイナンス**として、グリーンを定義して民間資金を誘導する政策措置がとられ始めている。**第一のアクションとして掲げられているのが「タクソミー」の策定。**
- **タクソミーとは、EUとして環境的にサステナブルな経済活動を分類・定義したものであり、**言わば**“経済活動のグリーン・リスト”。**
- このリストに基づいて、事業会社は売上におけるグリーン比率の開示や、金融機関は自らの貸出債権等の金融資産のグリーン比率の開示等を義務づけられることになる。



タクソミー適格（例）



再生エネルギー



電気自動車



風力タービンの製造



ICT活用による気象データ分析



タクソミー不適格（例）



石炭火力発電



ハイブリッド自動車／内燃自動車



原子力発電



CCSなしガス火力発電

※2021年3月、JCRが人間の健康や環境に害を及ぼす科学的根拠は明らかでない旨の報告書を公表。専門家による評価を経て、今夏までに最終結論。

気候変動ファイナンスの動向

- 気候変動問題対策を中心に、**サステナブル・ファイナンスに民間資金を誘導する政策措置**として、EUやカナダ、マレーシア等は、**タクソミー（環境的に持続可能な経済活動を分類・定義したもの）**を策定中。
- **EUタクソミーの分類基準については、EU加盟国内でも争点になっており、一部採択が遅れている状況。**特に**天然ガスに関連する経済活動**については、草案において、事実上達成が不可能な水準に設定されたことを受け、業界団体から、石炭からガスへの移行が含まれるようにすべきという声明も出されている。
- **ASEANを対象とするシンガポール・タクソミー**では、アジアの事情に即した現実的で持続可能な脱炭素・エネルギー転換の取組を促進すべく、**“グリーン”に加えて、“トランジション”**の基準も検討中。

➤ EUタクソミーにおける4つの要件

- 6つの環境目標の1つ以上に貢献すること。

※6つの環境目標

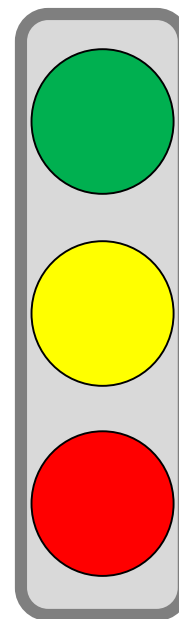
①気候変動の緩和、②気候変動への適応、③水と海洋資源の持続可能な利用と保全、④サーキュラーエコノミーへの移行、⑤環境汚染の防止と抑制、⑥生物多様性と生態系の保全と回復

- 上記の6つの環境目標のいずれにも「著しい害を及ぼさない。

- 国際連合のビジネスと人権に関する指導原則のような「最低限のセーフガード」を満たしている。

- EUのサステナブルファイナンスに関するテクニカル・エキスパート・グループ（TEG）が開発した「技術的スクリーニング基準」を満たしている。

➤ シンガポール・タクソミーにおける「信号システム」



グリーン

グリーントクソミーの環境目標に合致する経済活動、またはタクソミーの環境目標に沿った排出削減経路と一致するトランジションに着手している経済活動。

イエロー（Transition）

グリーンまたは大幅な脱炭素化に向けた、定量的かつ時間軸が明確な排出削減経路と一致するが、他方、タクソミーの環境目標に沿った排出削減経路と一致するトランジションには着手できていない経済活動。

レッド

タクソミーの環境目標に合致しない経済活動。

国際金融市場の化石燃料からのダイベストメントの動き

- 世界銀行グループ及び欧州の金融機関は、次々と化石燃料へのファイナンスに対する厳しい姿勢を表明。
- アジア開発銀行（ADB）は、**石油・天然ガス開発・石炭への支援停止を計画**中。



2013年: 石炭分野からの撤退
2019年: 石油・ガス分野（上流）からの撤退



2021年: 同年末までに**化石燃料関連事業**への新規融資を停止
※ 発電効率250gCO2/Kwhを下回る火力発電所のみ例外的にサポート。



2020年: 日常的なペンディング／フレアリング（ガスの放散・償却処分）を伴う石油生産は支援禁止
※ガスの生産、通常の石油生産、石油パイプライン、石油火力発電、ガス火力発電、石油化学、石油精製は禁止の対象外。



輸出信用の供与を停止
2021年: シェールオイル・超重質油等のプロジェクト
2025年: 新規油田開発プロジェクト
2035年: 新規ガス田開発プロジェクト

ADB

2021年5月7日：ドラフト案公表。**上流開発／石炭火力発電（関連施設含む）**への融資停止。
ガス火力発電関連施設についても支援要件（※）を厳格化。

（※）以下5項目を満たす場合のみ支援可能

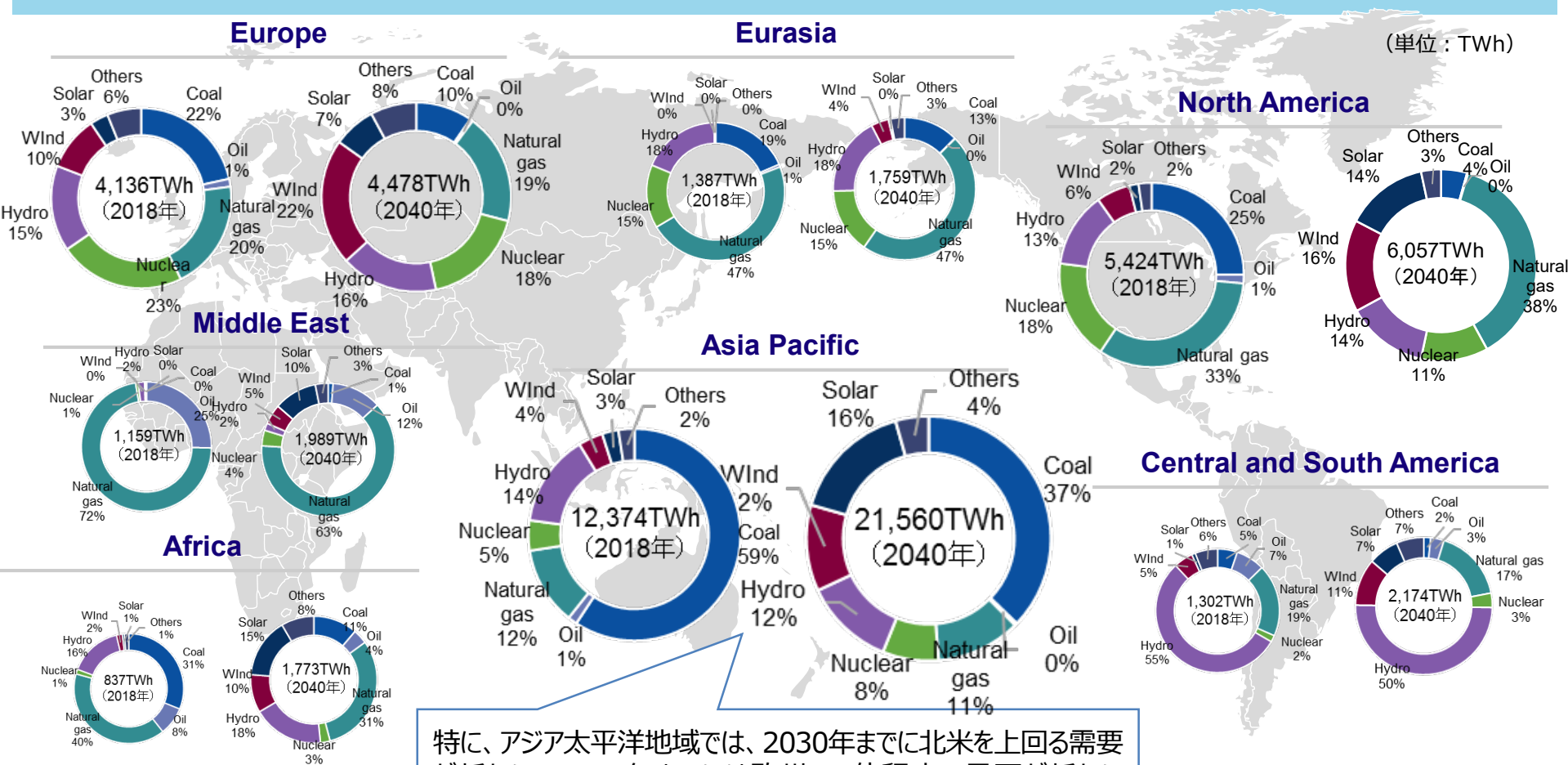
- ①現在、エネルギーが供給されていない人々に対し、エネルギー提供を可能とすること
- ②炭素の社会的コストを考慮した同等の経済的コストで同じエネルギーサービスを提供できる技術が他にないことを証明すること
- ③高効率かつ国際的に最善の技術を利用していること
- ④ガス火力の場合は電力系統における排出係数の純減をもたらすこと
- ⑤今世紀半ばまでのCN達成目標との整合性を示し、カーボンインフラへの長期的なロックインや座礁資産を生み出す重大なリスクを回避すること

2021年4月14日、仏英独など欧州7か国政府※が、“Export Finance for Future Coalition (E3F coalition)”を創設。
● 7か国は、**公的輸出信用分野における「石炭支援の終了」にコミット**
● その他の国にも参加を呼びかけ

※ フランス（リード）、イギリス、スウェーデン、ドイツ、スペイン、オランダ、デンマーク 26

エネルギー需要の拡大

- 人口増加・経済成長に伴い、**世界のエネルギー需要は今後も拡大**。世界のエネルギー需要拡大を**牽引する中心はアジア太平洋地域へ**（需要増の7割が集中）。
- 脱炭素化に向け、**世界全体で再エネシフト**が進む見込み。アジア等の新興国は、電力需要の増大に対応するため、多様なエネルギー源の活用が見込まれ、**ガス・石炭火力を今後も拡張するニーズが底堅く存在**。

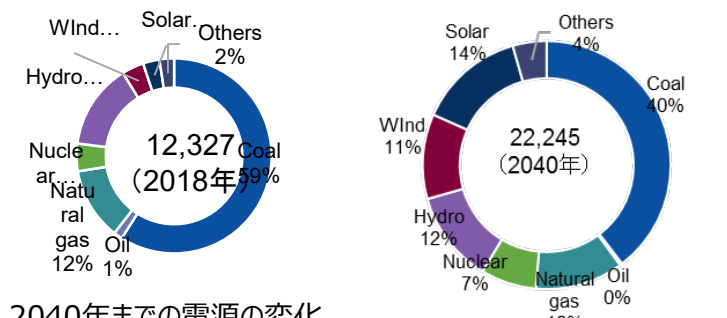


特に、アジア太平洋地域では、2030年までに北米を上回る需要が新たに、2040年までには欧州の2倍程度の需要が新たに生まれ▽再エネ(水力除く)の割合は8%⇒29%に急拡大
▽化石燃料の割合は相対的に減少するも約5割を占める。

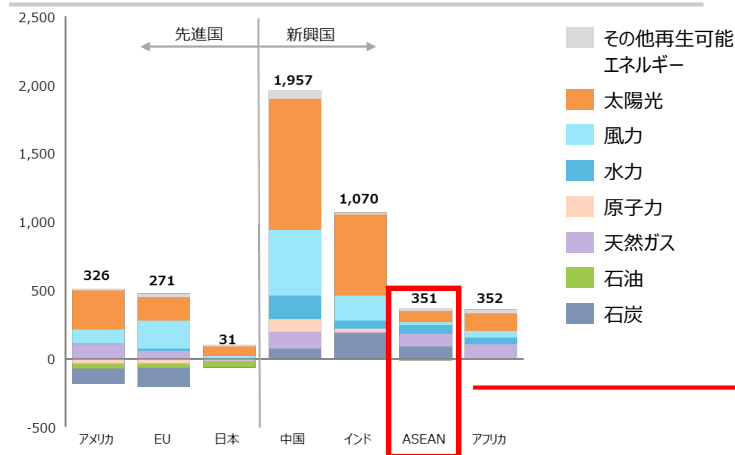
途上国における電源導入見込み

- アジア太平洋地域では人口増等により電力需要が急拡大。特に、太陽光・風力等の**再エネシフトが急ピッチ**で進み、化石燃料だけでなく、**再エネ等多様なエネルギー源を活用し、電力需要の増大に対応**すると見込まれている。

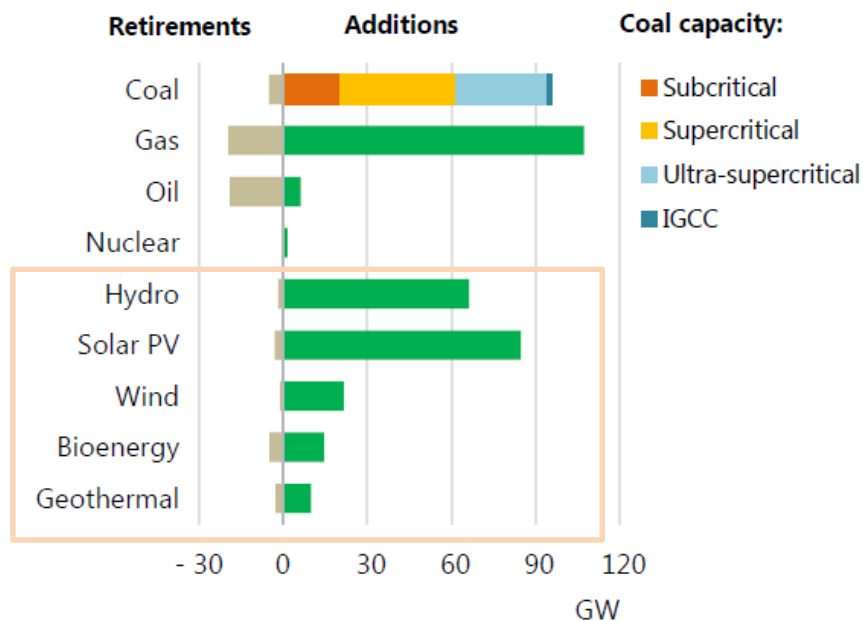
アジア太平洋地域でのエネルギー需要（公表政策シナリオ、TWh）



2040年までの電源の変化（公表政策シナリオ、地域別・発電容量GW、2018年比）



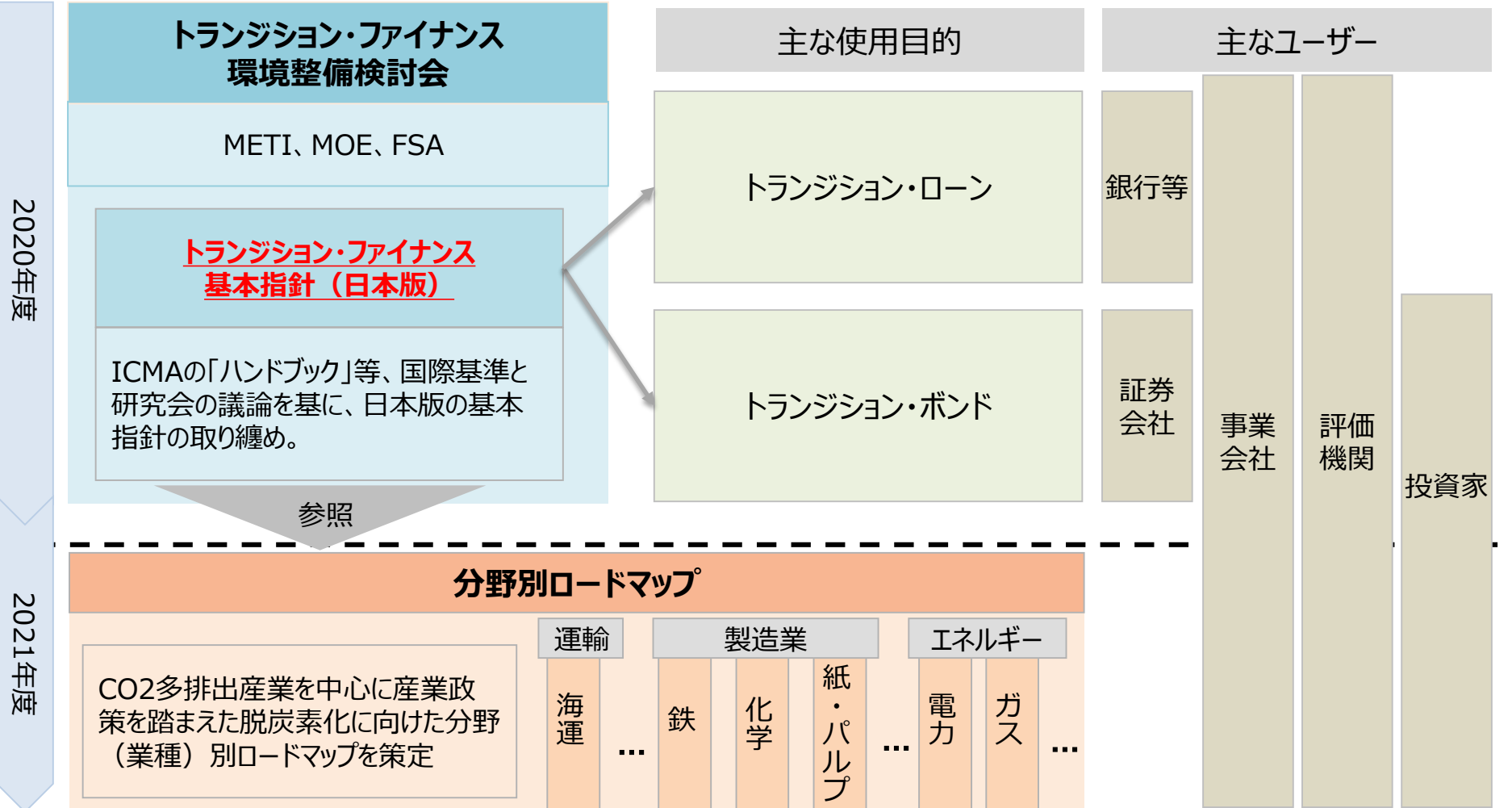
ASEANにおける電源導入見通し（2040年までの追加・廃止電源）



（資料）IEA “World Energy Outlook 2019” (Stated Policies Scenario)（注：電源種別の積み上げで合計値を算出しているため、IEAのレポートに記載のある合計値とは異なる場合がある。）

トランジション・ファイナンス環境整備検討会・基本指針

- パリ協定に向けてはEUタクソノミーによるグリーンの推進だけでなく、「トランジション」も同時に重要。
- 着実な低炭素化に向け、移行段階に必要な技術に対し、トランジション・ボンド/ローンによる資金調達を支えるため、**事業会社、証券会社、銀行等に示す手引き（基本指針）を2021年5月7日に策定**。多排出産業、かつ短期的に脱炭素の技術の代替手段がない分野を中心として、分野別ロードマップを策定していく。



アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)

- 2021年5月24日、「日ASEANビジネスウィーク」のオープニングセッションにおいて、**梶山大臣から、アジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成を支援すべく、日本による具体的な支援策として「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI : エイティ)」を発表。**

アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)

1. エネルギー・トランジションのロードマップ策定支援
2. アジア版トランジションファイナンスの考え方の提示・普及
3. 再エネ・省エネ、LNG等のプロジェクトへの100億ドルファイナンス支援
4. 2兆円基金の成果を活用した技術開発・実証支援
 - (分野例) 洋上風力発電、燃料アンモニア、水素等
5. 脱炭素技術に関する人材育成やアジアCCUSネットワークによる知見共有
 - アジア諸国の1,000人を対象とした脱炭素技術に関する人材育成
 - エネルギー・トランジションに関するワークショップやセミナーの開催

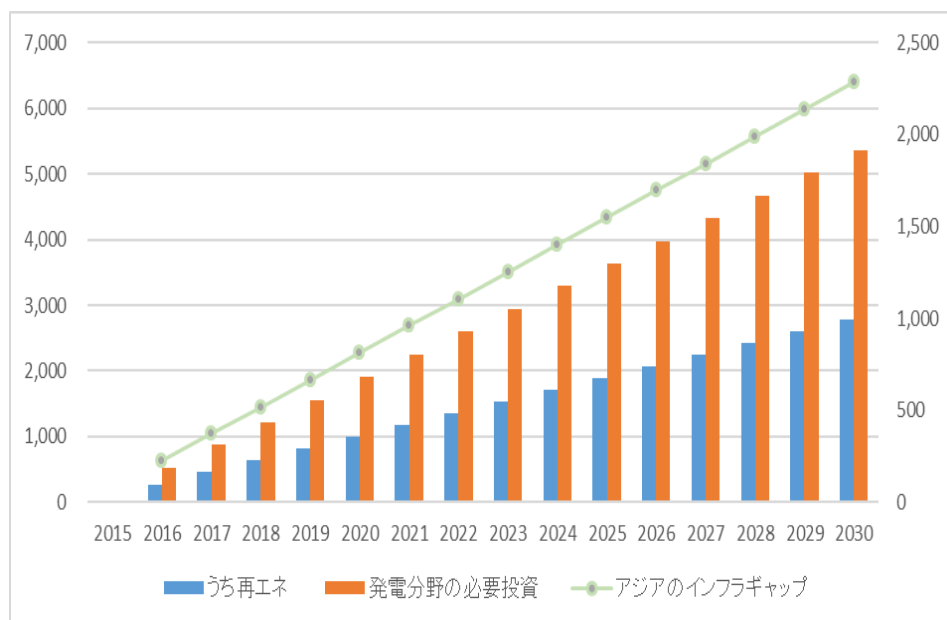


日ASEANビジネスウィークでの梶山大臣からの発表の様子

多様な資金ニーズと伝統的なデットファイナンスの限界

- アジア等の**新興国のインフラ需要は今後も拡大**する見通し。他方、国際金融規制の強化により伝統的な資金供給主体である銀行はリスクアセットの拡大を行いにくく、**機関投資家の資金の更なる呼び込み**が必要。
- **小規模案件（分散型電源）の支援**や**新技術・スタートアップ**に対する**リスクテイク**への期待も高まっているが、こうした分野の本邦プレーヤーは限定的であり存在感を示せていない。
- 近年は**インパクト投資**や**クラウンファンディング**等についても議論が進んでおり、今後は**様々なファイナンスツールの組み合わせ**など新たなファイナンス手法の確立が期待される。

アジアのインフラニーズ／資金需給とのギャップ



(参考データ)

ADB / "Meeting Asia's Infrastructure Needs"
 McKinsey Global Institute / "Bridging Global Infrastructure Gaps"
 EIA / World Energy Outlook 2018

NEDO実証等のF/Sと連携・
 接続することによるリスク低減

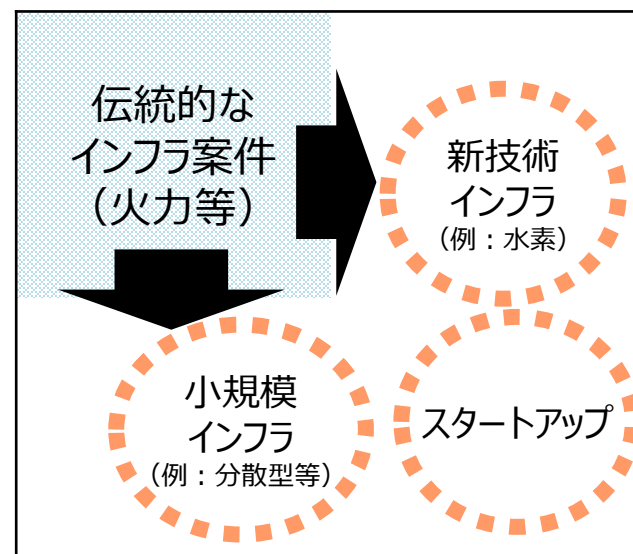


実績あり

実績少ない

大規模

小規模



伝統的なプロジェクトファイナンス・ECAファイナンス
 のカバー範囲イメージ

インフラファンド・プロジェクトボンド向け保険

- 2019年6月、NEXIと国内外の大手金融機関13行が、**インフラファンド及びプロジェクトボンドへの貿易保険の適用拡大に係る覚書**を締結。同覚書に基づく金融機関との協議を経て、2019年12月に**ファンド・ボンド向け保険のスキーム創設を発表**。
- その後、2020年12月までに2件を調印済。今後もファンド・ボンド向け保険を適用し、**機関投資家が途上国インフラ等に対して安心して投資できるスキームの普及を目指す**。

「機関投資家の資金活用のためのインフラ投資スキームの構築」

2019年6月金融機関13行との覚書締結

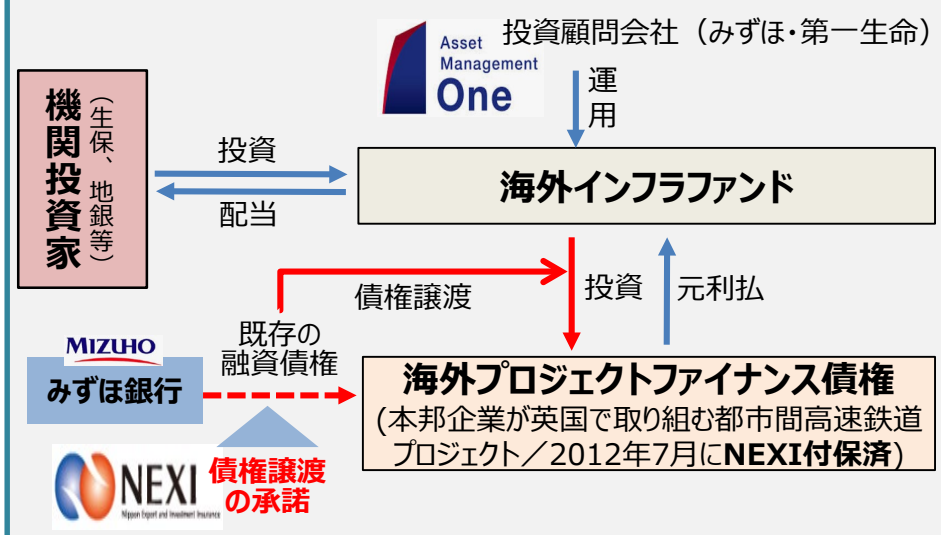


日：三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行
 米：シティバンク、ゴールドマンサックス証券
 英：スタンダードチャータード銀行、HSBC
 仏：BNPパリバ、ソシエテジェネラル、クレディアグリコル
 蘭：ING
 独：ドイツェ
 豪：ANZ



2019年12月ファンド・ボンド向け保険スキーム創設

2020年9月発表 1号案件



投資家層の拡大／邦銀の資産回転を実現

LEADイニシアティブの創設

- 『インフラシステム海外展開戦略2025』に掲げられた、
 1. **カーボンニュートラル、デジタル変革**への対応を通じた経済成長の実現
 2. 展開国の社会課題解決・**SDGs**達成への貢献
 3. 「自由で開かれたインド太平洋」(**FOIP**)の実現
 を図るため、**NEXIに1兆円のLEADイニシアティブを創設**。アンタイド案件を含めた戦略的な融資を推進。
 (参考: 過去6年間の再エネ支援実績: 約2173億円)

LEADの内容

	先導性要素	想定される分野
L	Leading Technologies & Business	DX・デジタル領域
E	Environment & Energy	カーボンニュートラル
A	Alliance	パートナーシップ強化
D	Development	SDGs達成への貢献

E の具体例：環境分野のインフラシステム輸出促進



A の具体例：産油国等との関係強化



LEADイニシアティブの効果と今後の課題

● LEADイニシアティブによって、先導性要素を認定し支援対象範囲の拡大が可能に。各特約と組み合わせることで、**保険カバー率**の引上げが可能。他方で、**保険料**については、優遇料率の適用可否が分かれる（グリーンに関する優遇なし）。

融資保険の採り上げ要件

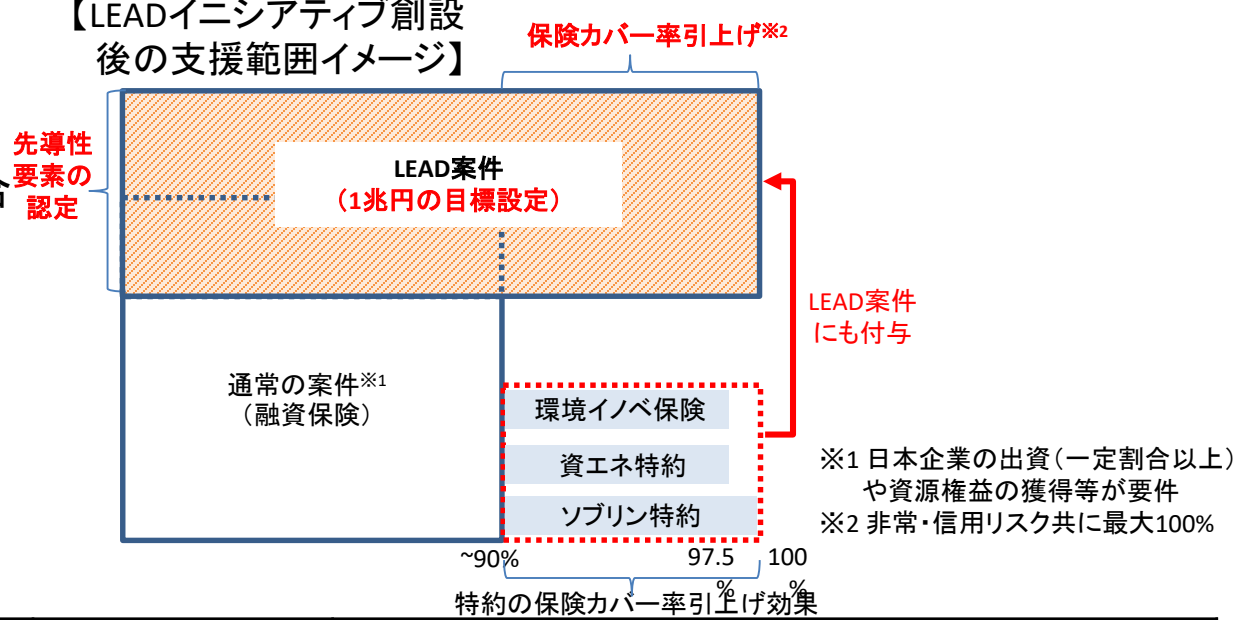
海外事業資金貸付保険（海事）

- ✓ 日本企業による一定の出資割合等が要件
- ✓ LEADイニシアティブ後は右図の通り対象案件が拡大

貿易代金貸付保険（バイクレ）

- ✓ 日本企業の輸出契約紐付きであること等が要件

【LEADイニシアティブ創設後の支援範囲イメージ】



特約	対象案件	最大カバー率 (海事の場合)	保険料
環境イノベーション保険	再エネ等	90%⇒97.5%	通常の保険料率を適用(カバー率を引上げ分、保険料は高くなる)
資源エネルギー総合保険	資源等のオフテイク	90%⇒97.5%	優遇料率の適用が可能
ソブリン特約	政府向け	90%⇒100%	通常の保険料率を適用(但し、信用・非常とも100%までカバー率引上げが可能に)

- 世界的な脱炭素化の流れを受け、諸外国の環境政策やエネルギー政策動向も変化する中、日本としては、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解し、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案や脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うエンゲージメントを実施していくこととしている。こうしたことを踏まえ、貿易保険の在り方について、どう考えるか。
 - (1) トランジション・ファイナンスに関し、EUのタクソノミーなどの議論がある中、アジアにおけるトランジション・ファイナンスとしての考え方を踏まえ、貿易保険による公的支援の在り方についてどう考えるか。
 - (2) 再生可能エネルギー分野において分散型やオフグリッドなど小規模・分散型電源向けの公的金融による支援を促進していく必要。小規模・分散型電源の設置等を促進する観点から、機関投資家の資金の活用などファイナンスの方法が多様化していることも踏まえ、貿易保険としてどのような対応が考えられるか。
 - (3) このほか、気候変動に関する諸外国の政策動向を踏まえ、NEXIに求められる役割はなにか。

-
1. 総論
 2. 急変する国際情勢への対応
 3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援
 4. **中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援**
 5. OECD輸出信用アレンジメント
 6. NEXIの監理

農林水産物・食品の輸出支援①

- **農林水産物・食品の輸出額について**、2025年までに2兆円、**2030年までに5兆円の目標**を、「食料・農業・農村基本計画」等の閣議決定（※1）によって、**設定**。
- この目標を実現するため、閣僚会議（※2）において、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の取りまとめ及びこれに対するフォローアップが実施されている。

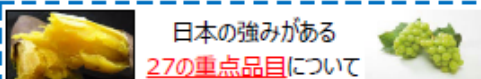
※1 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）

※2 「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」（令和2年11月30日、令和3年5月28日）

輸出拡大実行戦略 フォローアップ（概要）

主な対策

対策①：輸出産地・事業者の育成



日本の強みがある
27の重点品目について
1,261産地・事業者をリスト化・公表

- 輸出事業計画に基づき取り組む産地・事業者を**重点的に支援**。
- 専門人材を「**輸出産地サポーター**」として採用し、**伴走型で支援**。

対策②：品目団体の組織化

品目団体を法制化し、以下のような業務を実施。

- ① **ナショナルブランド**や**輸出に資する規格・基準**を定める業務規程の制定
 - ② 業界全体での**販路開拓**、**ターゲット国調査**
 - ③ 会員を対象とするチェックオフなど**自主財源の増加**
- **他の先進国並の輸出促進の体制を構築**。
 - 高品質な産品を**オールジャパン**で販売する体制。

ルウエー水産物審議会（NSC）

- ・ ルウエー政府所有の法人であるNSCが、水産物輸出に課される課徴金を財源に輸出促進活動を実施
- ・ 5つの魚種分野（①サーモン、②エビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）が組織化され、運営方針を決定

【具体的な業務】

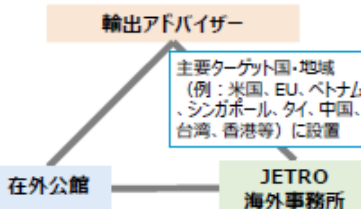
- ・ 輸出先国の市場調査・商流開拓
- ・ ルウエーシーフードロゴ等の輸出の販促ツールの管理



対策③：輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- ① 「**農産品輸出支援プラットフォーム**」（仮称）
 - 在外公館、JETRO海外事務所が連携し、**ニーズ調査**や**外国政府への働きかけ**を現地で実施。
 - 専門人材を**輸出アドバイザー**として活用し、輸出先国で専門的・継続的に支援。

「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）



- ② **JETROと品目団体等の連携強化**
 - JETRO事業に品目団体等の意見を反映するための会議体を設置。
 - 品目団体等が主体となった**販路開拓**への支援を強化。
 - JFOODIは品目団体等と連携を推進。

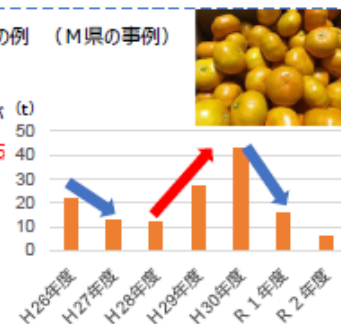
対策④：農産品輸出特有リスクへの対応

- 農産品貿易特有のリスクに対する**運転資金**の支援。
- 保証の支援により借入を円滑化。

■ 輸出に特有のリスクの例（M県の事例）

タイにおける規制の強化

により、かんきつ類の輸出が
対前年約5割程度落ち込み（H27年度、R1年度）。
回復に2年以上かかった。



農林水産物・食品の輸出支援②

主な対策

対策⑤：効率的な輸出物流の構築

地方港湾・空港を活用し、輸送コストの低減、コールドチェーンの整備等を行う体制の構築。

- ① **輸出促進法を改正し、設備投資計画**に基づき行う**冷凍・冷蔵倉庫などの整備**に対し、**金融・税制**を含め必要な支援を幅広く検討。
- ② **品目団体が定める業務規程**により、**包材等を規格化・標準化**。

【新興津国際物流センター (静岡県静岡市)】

- ・ 令和2年2月から運用が開始された輸出入拠点となる物流センター
- ・ 低温倉庫も用意され、商品の冷蔵保管も可能



【包材等の規格化・標準化】



包材の規格が
バラバラ

包材形状が
統一化

対策⑦：事業者の海外展開支援

将来的な輸出拡大に貢献する事業者に対し、我が国の利益となる海外展開を後押しするための対応。

- ① 海外展開で特に留意すべき事項を整理した**ガイドラインの作成**や、知的財産・ノウハウに係る**アドバイスを行う支援体制の構築**。
- ② 海外現地法人を設立し、設備投資などを行う場合の**資金供給の促進**。

海外販売拠点事例

【PPIH (ドン・キホーテ)】

- ・ 日本産の高品質な商品に品揃えを絞ることで、安心して購入できるという消費者の信頼を獲得。
(海外に**58店舗**(R3年5月17日現在))



海外製造拠点事例

【全農グループ】

- ・ 新型コロナの中で米国の外食向需要が低下し、Eコマース・量販向のニーズが急増。
- ・ 米国に整備していたカット・スライス工場を活用し、新規需要へ対応、外食の落ち込みをカバー。



対策⑥：加工食品の輸出拡大に必要な支援

2030年5兆円目標のうち2兆円を占める加工食品の輸出を促進するための対応。

- ① **輸出促進法を改正し、設備投資計画**に基づき行う**施設等の整備**に対し、**金融・税制**を含め必要な支援を幅広く検討。
- ② 中小・中堅の食品産業事業者が**共同で海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発**等を行う取組を支援。

輸出のためのHACCPやハラール対応の事例

【東亜食品工業株式会社(兵庫県姫路市)】

- ・ めん類の製造販売を行う食品メーカー
- ・ ISO22000、FSSC22000等の認証を取得するため、施設を整備。更にハラール認証も取得し、アジア市場の販路を拡大。
- ・ その結果、米国・欧州・アジア・中東等、30以上の国・地域へ輸出を拡大



ハラール認証書・
ハラール対応商品

対策⑧

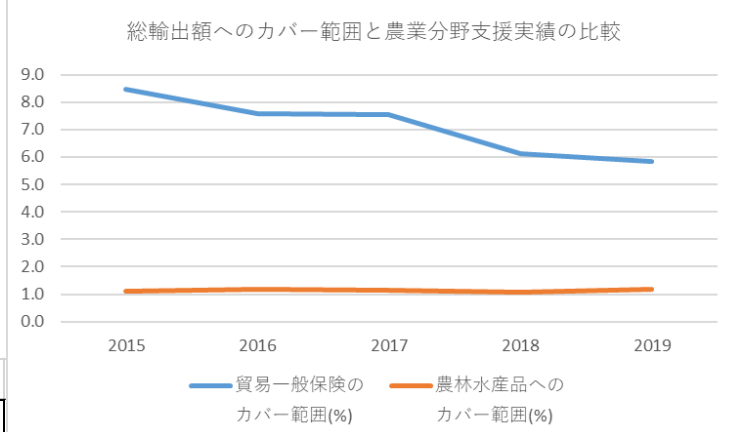
以上の対策を実施するため、**輸出促進法の改正、金融・税制・予算を含め必要な支援**を検討

NEXIによる中小企業・農林水産業向け支援の概要

- NEXIは、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」を提供。
- 同保険は、資本金 10 億円未満の中堅・中小企業及び農林水産業従事者等を対象とし、船積後の代金回収不能リスクのみをカバーする。
- 保険料は個別保険と比較して原則割安であり、他の保険種よりも迅速に保険金を支払う（原則として保険金請求後 1 カ月以内）

我が国の輸出の実績及びNEXI貿易一般保険の実績

	2015	2016	2017	2018	2019
	(兆円)				
輸出額合計	75.6	70.0	78.3	81.5	76.9
NEXI引受実績 (貿易一般保険)	6.4	5.3	5.9	5.0	4.5
カバー範囲(%)	8.5	7.6	7.5	6.1	5.8



我が国の農林水産物・食品輸出の実績及びNEXIの農業分野支援実績 (※)

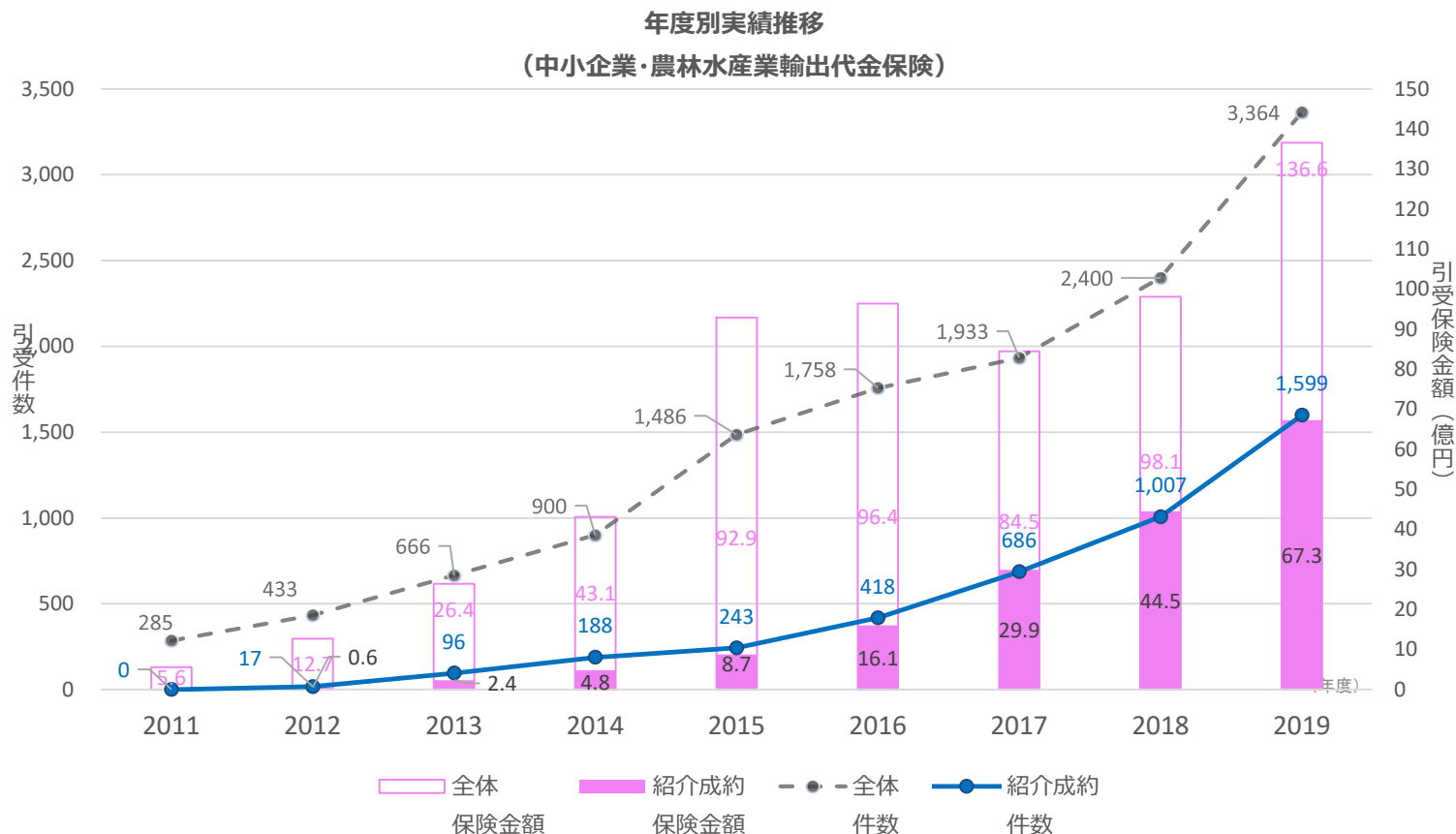
	2015	2016	2017	2018	2019
	(億円)				
輸出額合計 (農林水産品)	7,451	7,502	8,071	9,068	9,121
NEXI引受実績 (農林水産品関連)	82	89	94	97	109
カバー範囲(%)	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2

(※) 輸出手形保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、貿易一般保険より、該当する引受金額を合算

(資料) (上段) NEXIパンフレットを元に、(下段) 農林水産省統計及びNEXI提出資料を元に経済産業省にて作成

(参考) 中小企業・農林水産業輸出代金保険 引受実績

- 中小企業・農林水産業輸出代金保険は、2019年度、全体の引受件数は40.2%増、引受金額は39.2%増。また、提携金融機関の紹介による引受件数は58.8%増 (2018年度比)。



(※) 2016年7月、中堅・中小企業向けの「中小企業輸出代金保険」を農林水産業従事者にも対象を拡大し、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」となった。

(参考) 農林水産省による収入保険制度概要

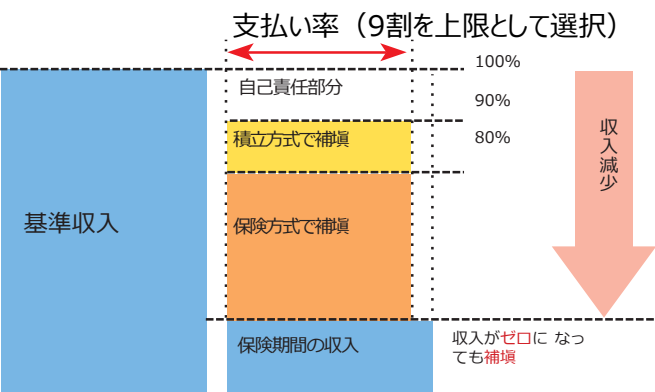
- 農林水産省は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、**農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する収入保険制度**を運用。
- 同保険は、農業者が自ら生産した農産物の販売収入を対象に、**保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填**。
- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）は、保険料、積立金等を支払って加入（任意加入）。

収入保険でカバーされる収入減少例

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった 	市場価格が下がった 	災害で作付不能になった 	けがや病気で収穫ができない 
倉庫が浸水して売り物にならない 	取引先が倒産した 	盗難や運搬中の事故にあった 	輸出したが為替変動で大損した 

収入保険の具体的なイメージ

基本のタイプの補填方式



・例えば、基準収入1,000万円の農業者の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、最大810万円の補填が受けられる。

・このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補填が受けられる。

収入保険の加入率

【個人、法人別の加入状況】

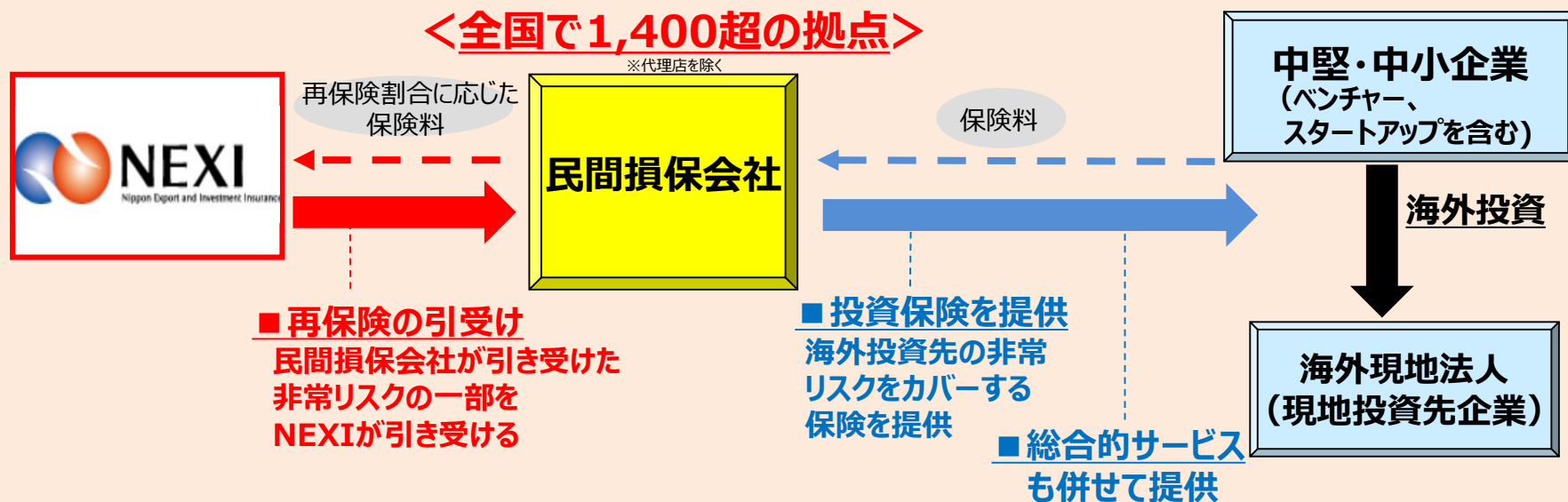
	令和元年	令和2年	令和3年 (3月末時点)	令和2年との差
全体	22,812 (6.5%)	36,142 (10.2%)	56,910 (16.1%)	20,768
個人	20,302 (6.2%)	31,770 (9.7%)	52,605 (16.1%)	20,835
法人	2,510 (9.8%)	4,372 (17.1%)	4,305 (16.8%)	▲67

(注1) 令和3年の法人数について、今後、事業年度開始月が5月以降の法人の加入が見込まれる
(注2) () は全体・個人・法人ごとの青色申告者数に対する割合

中堅・中小企業向けの海外投資保険の提供

- **貿易保険法施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保会社から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とし、民間損保会社の海外投資保険への参入を促した。**
- 大手損保会社を中心に、**2019年8月以降、中堅・中小企業向けの海外投資保険を提供開始。**民間損保会社の有する、①大手のみで**拠点数1,400を超える全国ネットワーク**と②関連商品を組み合わせた**総合的サービスの提供**により、**中堅・中小企業に対するきめ細かなサポートが期待される。**

NEXIと民間損保会社による連携スキーム



民間損保会社による総合的サービスの例

- ✓ 海上保険、PL保険などのパッケージ提供によるリスク軽減
- ✓ 現地情報の提供、海外事業のリスク評価、物流のコンサル等のサービス

※ 改正前の施行令上の規定では、NEXIが民間損保会社から再保険を引き受けられる保険は、輸出保険（輸入業者の不払等を一定の限度額の範囲でてん補する保険）のみ。

団体保険の枠組み

(例) 日本機械輸出組合(JMC : Japan Machinery Center for Trade and Investment)の場合

- JMCとNEXIは、毎年4月に包括保険に関する特約を締結し、JMCは保険契約者として組合員からの包括保険申込依頼を NEXI に提出し、付保申込を行う。
- 案件を選択して申し込む個別保険に比べ、概ね1/4~1/3の保険料で付保が可能。一方で、包括保険のため、対象となる全ての輸出契約について申し込みが必要となる。

※JMCとは：

「輸出秩序を確立し、また、組合員の共通の利益を増進する事業を行い、機械輸出貿易の健全な発展を図る」ために、1952年12月に輸出入取引法に基づき、通商産業大臣（現在：経済産業大臣）の認可によって設立された非営利団体



(資料) JMCパンフレットより引用

包括契約が可能な組合等一覧

組合名

日本機械輸出組合

日本鉄道システム輸出組合

日本船舶輸出組合

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

一般社団法人 特殊鋼倶楽部

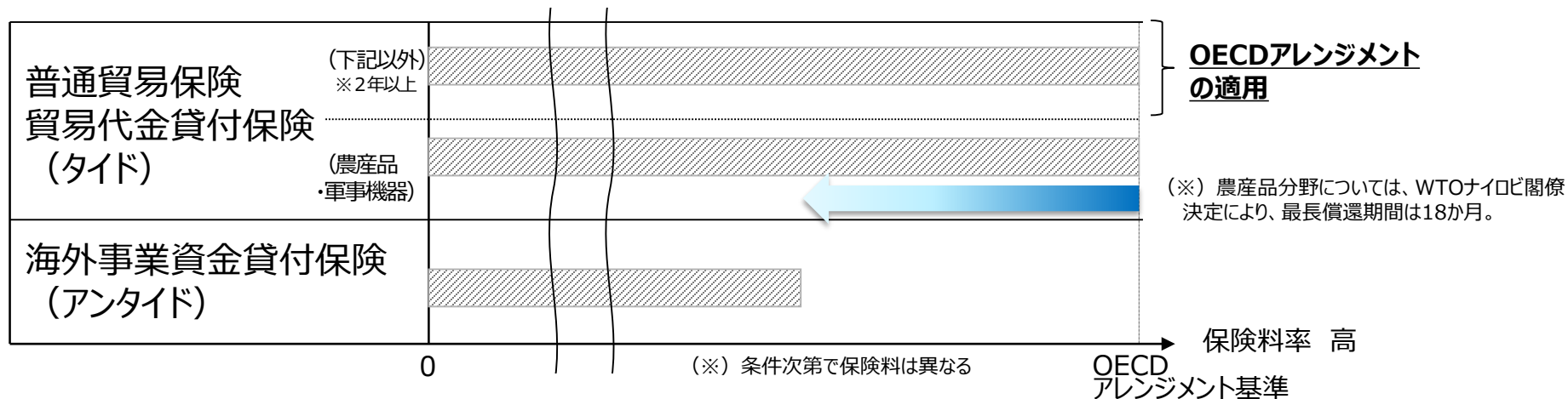
線材製品協会

国内ネットワーク

機関名	国内拠点数
日本貿易振興機構 (JETRO)	50
農業協同組合 (JA)	562
漁業協同組合 (JF)	943
商工会議所	515

OECD輸出信用アレンジメントの規定

- **OECD輸出信用アレンジメントでは、農産物及び軍事機器の輸出を適用除外**としている。農産物については、WTO農業に関する協定に基づき、WTOナイロビ閣僚決定においてその対象範囲を規定。



【OECD輸出信用アレンジメント 抜粋】

第5条 適用の範囲

このアレンジメントは、政府又はそれに代わる機関が供与するリース契約を含む財及び（又は）サービスの輸出に関する償還期間2年以上のすべての公的支援に適用される。

a)・b) (略)

c) このアレンジメントは、**軍事機器(Military Equipment)と農産物(Agricultural)の輸出に関連する公的支援には適用されない。**

d) (略)

第18条 マッチング

参加国の国際的な義務を考慮し、このアレンジメントの目的に鑑み、参加国は第45条に定める手続に従い、**参加国又は非参加国が提示した供与条件にマッチングを行うことができる。**

【WTOナイロビ閣僚決定（2015年12月）抜粋】

輸出信用、輸出信用保証または保険供与条件

15. 輸出金融支援は、以下に定める条件に従って提供されるものとする。

(a) 最長償還期間：**この決定に基づく輸出金融支援の最大償還期間は、クレジットの開始点から始まり、最終支払いの契約日までの期間であり、18か月を超えないものとする。**(略)

(b) (略)

関係法令（業務の委託先）

（業務の委託）

第十四条 会社は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十二条第一項第一号の業務（保険契約の締結を除く。）の一部を委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク

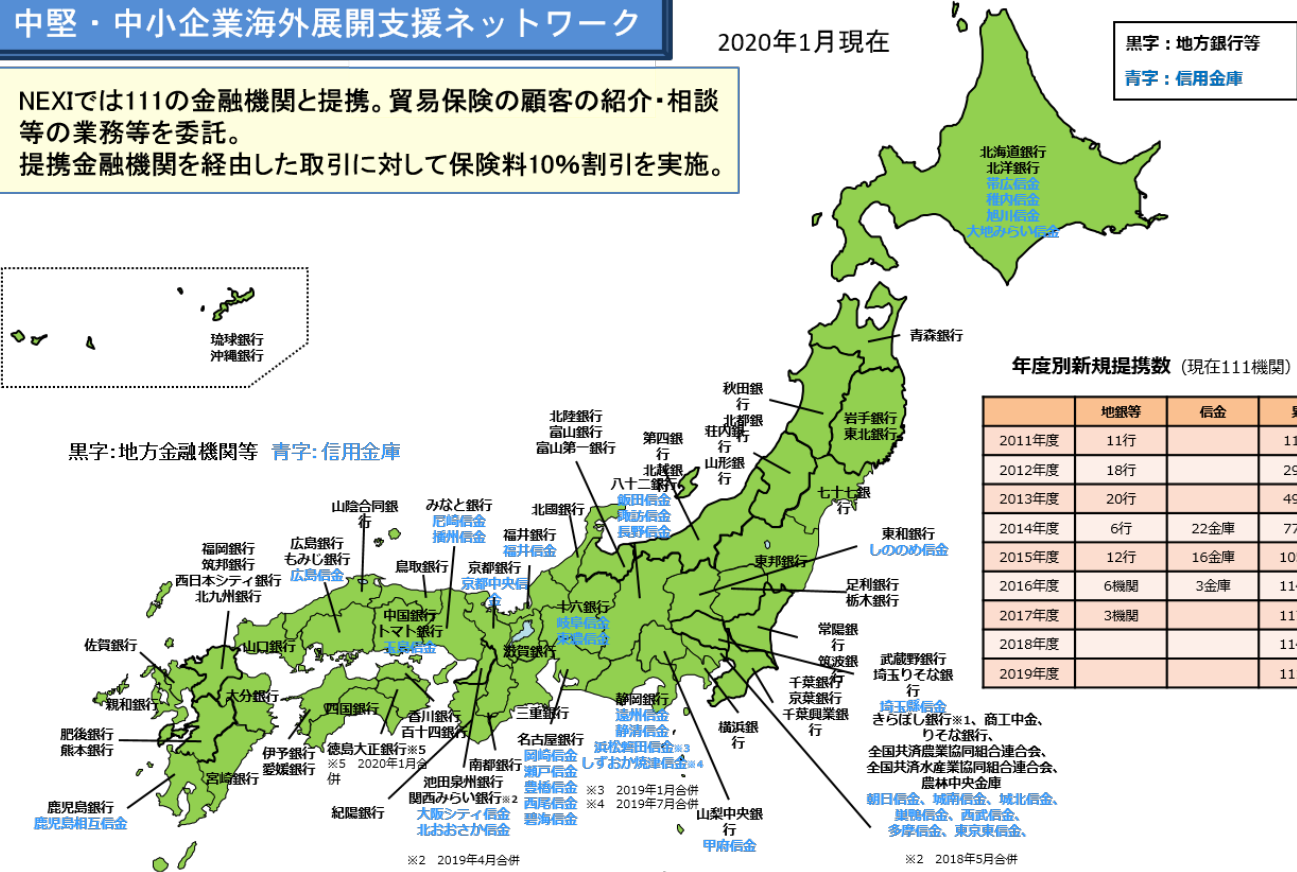
- NEXIでは111の金融機関と提携。貿易保険の顧客の紹介・相談等の業務等を委託。
- 提携金融機関を経由した取引に対して保険料10%割引を実施。

2020年1月現在

黒字：地方銀行等
青字：信用金庫



黒字：地方金融機関等 青字：信用金庫



年度別新規提携数（現在111機関）

	地銀等	信金	累計
2011年度	11行		11機関
2012年度	18行		29機関
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関

※1 2018年5月合併
※2 2018年5月合併
※3 2019年1月合併
※4 2019年7月合併
※5 2020年1月合併

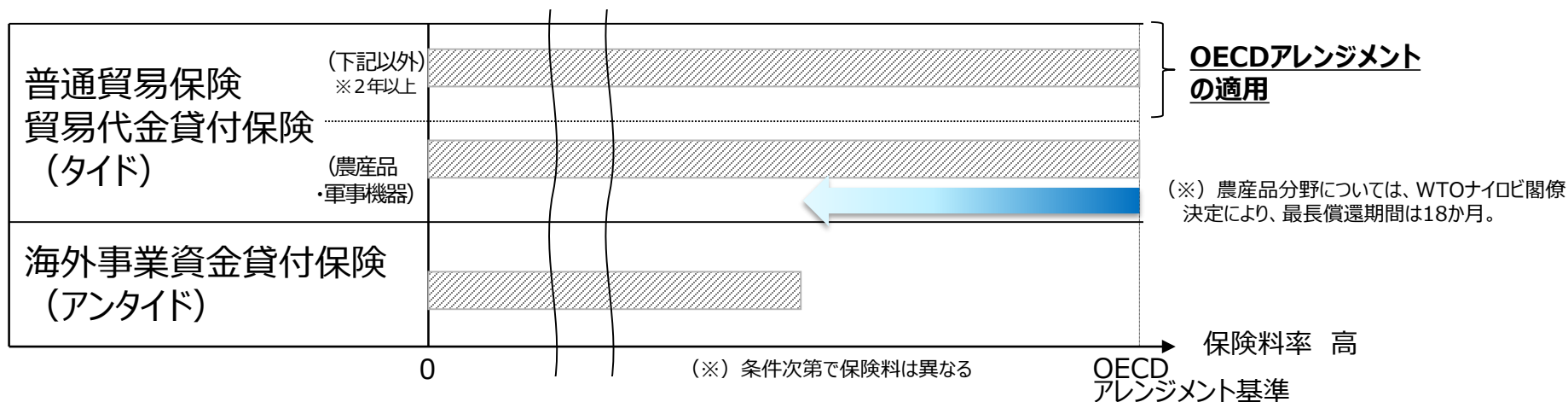
論点（中堅・中小企業／農産品分野等の支援）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても、我が国経済の持続的な成長を実現するためには、中堅・中小企業の海外展開支援は引き続き重要である。また、農産品分野では、5兆円の輸出目標を定める「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が決定された。こうしたことを踏まえ、貿易保険としてどのような対応が考えられるか。
 - (1) 現在、金融機関への委託を通して貿易保険を全国に届ける取組を進めているが、こうした取組を更に進め、全国各地の中堅・中小企業や農林水産品輸出者の貿易保険へのアクセス向上を図るために、どのような対応が考えられるか。
 - (2) 個者が保険契約締結等の手続を行うコストを考慮すると、例えば製造業で実施しているような業界団体単位で包括的に契約を締結できる仕組みにするなど、個者の利便性を向上させる方策は貿易保険の取組として有効か。
 - (3) 日本国内の輸出者（サプライ・サイド）に加え、海外の有力バイヤー等（デマンド・サイド）に働きかけることで、輸出等の海外展開を支援できないか。その場合、NEXIに求められる役割はなにか。
 - (4) このほか、中堅・中小企業や農産品分野等への支援を強化するために、NEXIに求められる役割はなにか。

-
1. 総論
 2. 急変する国際情勢への対応
 3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援
 4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援
 5. **OECD輸出信用アレンジメント**
 6. NEXIの監理

OECD輸出信用アレンジメントの規定

- **OECD輸出信用アレンジメントでは、農産物及び軍事機器の輸出を適用除外**としている。農産物については、WTO農業に関する協定に基づき、WTOナイロビ閣僚決定においてその対象範囲を規定。
- また、**マッチング**は応札企業が受注を獲得するためのファイナンス面での競争力の確保の手段として、**OECD輸出信用アレンジメント上認められている制度**。



【OECD輸出信用アレンジメント 抜粋】

第5条 適用の範囲

このアレンジメントは、政府又はそれに代わる機関が供与するリース契約を含む財及び（又は）サービスの輸出に関する償還期間2年以上のすべての公的支援に適用される。

a)・b) (略)

c) このアレンジメントは、**軍事機器(Military Equipment)と農産物(Agricultural)の輸出に関連する公的支援には適用されない。**

d) (略)

第18条 マッチング

参加国の国際的な義務を考慮し、このアレンジメントの目的に鑑み、参加国は第45条に定める手続に従い、**参加国又は非参加国が提示した供与条件にマッチングを行うことができる。**

【WTOナイロビ閣僚決定（2015年12月）抜粋】

輸出信用、輸出信用保証または保険供与条件

15.輸出金融支援は、以下に定める条件に従って提供されるものとする。

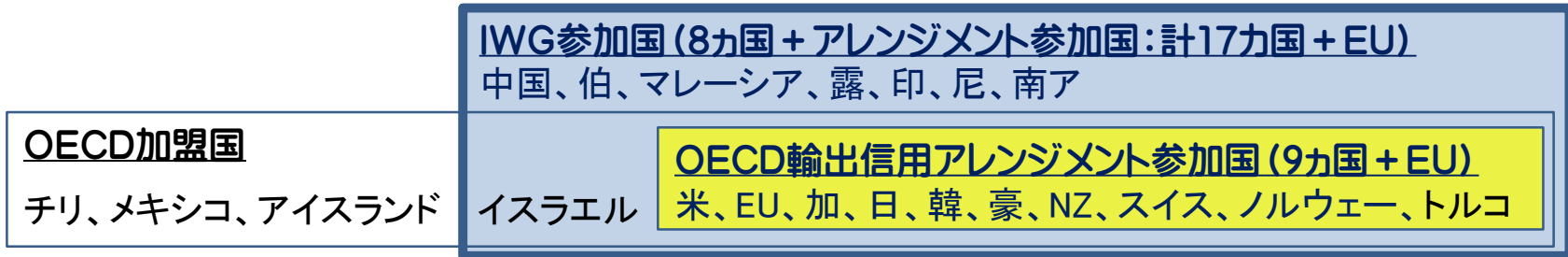
(a) 最長償還期間：**この決定に基づく輸出金融支援の最大償還期間は、クレジットの開始点から始まり、最終支払いの契約日までの期間であり、18か月を超えないものとする。**(略)

(b) (略)

国際ファイナンスルールを巡る動向

- OECD加盟国間においては、公的輸出信用機関が行う輸出に対する公的支援における、供与条件の不当な緩和による過当競争は、貿易歪曲効果をもたらし、ひいては世界貿易の発展を阻害する懸念があるとの認識から、OECD輸出信用アレンジメントを策定。
- 一方で、近年、**輸出する能力・技術のある新興国も台頭しており、透明性や債務持続性可能性、Level Playing Fieldを確保するため、より広い枠組みにおける国際ファイナンスルールの策定も求められている。**
- そこで、2012年には、非OECD諸国を含めた輸出信用ルールの策定に向けた議論を行うための作業部会として、**IWG (The International Working Group on Export Credits)** の設置が米中両政府より発表され、**IWGにおける議論を開始**。現在技術的な検討は中断しているが、輸出信用分野における中国等非OECD諸国とのLPF確保に向け、関係国と連携して対応中。

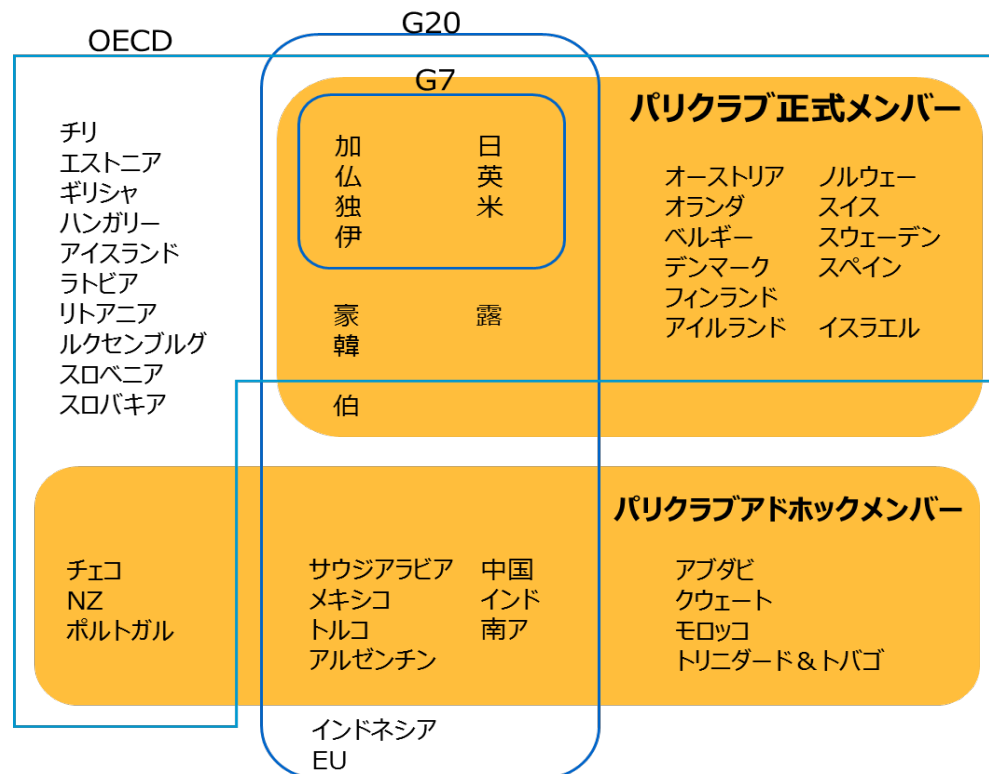
【OECD輸出信用アレンジメント及びIWG参加国】



パリクラブ・メンバー国及びパリクラブ原則

パリクラブの6原則

1. Solidarity : メンバー国は連帯して債務国との交渉に臨む。
2. Consensus : 債権国の全会一致で債務措置に係る合意が成立する。
3. Information sharing : メンバー国は相互主義により債権データを共有し、議論の秘密を保持する。
4. Case by Case : 債務国の個々の事情を勘案し債務措置を行う。
5. Conditionality : 債務国はIMFに約束した構造改革等に取り組み、パリクラブはIMFの金融支援措置の下で生じる資金ギャップを満たすべく債務措置を行う。
6. Comparability : 債務国はパリクラブで合意した条件と同等の債務措置を非パリクラブ債権者に求め、債権者間の平等負担の原則をはかる。



DSSI（債務返済猶予イニシアチブ）概要

- DSSIは、新型コロナウイルス禍で債務返済に苦しむ最貧国の支援を目的とした、パリクラブとG20による初めての協調的な債務猶予措置（2020年4月15日にG20財務大臣・中央銀行総裁会議で合意）。
- 債権国として影響力を増す中国や湾岸諸国等の新興国を取り込むことで効果的な債務再編を目指す試み。
- DSSIは、当初2020年末までの支払期限の債権を対象にしていたが、新型コロナウイルス禍が収まらないため、最終的に2021年末まで延長された（2020年10月に延長、2021年4月に再延長を合意）。

対象国	IDA国及び国連の定める最貧国（UN-LDC）計73カ国。但し、IMF・世銀に延滞中の国を除く。
供与条件	債務国は、①各債権国に救済要請する、②IMFの支援を受ける又は要請する、③以下の事項をコミット ・猶予措置により得た資金的余力を、危機対応のための社会・衛生・経済的支援支出に回す。 ・ <u>公的部門の債務情報の開示する</u> 。 ・対象期間中、IMF・世銀と合意の範囲を超過した新規の非譲許的借入を行わない。
債権者の範囲及び実施モニタリング	・債権者：全ての公的な二国間債権国が対象。 ・実施モニタリング：債権国は、G20WGで、 <u>債務国別の①DSSI要請の有無、②DSSI合意の有無、③債権保有機関の種別（例：政府、輸出信用機関、援助機関等）及び債権保有機関名、④対象債権額を報告。</u> ※ <u>全ての公的債権を報告する必要があるが、中国は、中国開銀（政府100%出資）を民間金融機関であると強弁して報告を拒否し、国家国際発展合作署（政府対外援助総括機関）、中国輸銀の債権のみ報告。</u>
対象債権	2020年3月24日（IMF・世銀声明の前日）より以前に融資契約がなされているもので、対象期間中に返済期日が到来する元本・金利、既存の延滞債務。
対象期間	債務猶予期間：2020年5月1日から2021年12月末まで
返済期間	2020年分の支払について据置期間1年、返済期間3年（合計4年） 2021年分の支払について据置期間1年、返済期間5年（合計6年）

(参考) DSSI (債務返済猶予イニシアチブ) の実施状況

<MOU合意済み一覧>

アジア (6カ国)	<u>ネパール</u> 、 <u>パキスタン</u> 、 <u>ミャンマー</u> 、 <u>サモア</u> 、 <u>パプアニューギニア</u> 、 <u>モルディブ</u>
中央アジア (1カ国)	タジキスタン
中東 (1ヶ国)	<u>イエメン</u>
アフリカ (27カ国)	<u>マリ</u> 、 <u>カメルーン</u> 、 <u>モーリタニア</u> 、 <u>ブルキナファソ</u> 、 <u>ニジェール</u> 、 <u>コンゴ共</u> 、 <u>エチオピア</u> 、 <u>チャド</u> 、 <u>コートジボアール</u> 、 <u>コモロ</u> 、 <u>トーゴ</u> 、 <u>ギニア</u> 、 <u>セネガル</u> 、 <u>コンゴ民</u> 、 <u>ジブチ</u> 、 <u>ザンビア</u> 、 <u>カーボベルデ</u> 、 <u>サントメプリンシペ</u> 、 <u>シエラレオネ</u> 、 <u>アンゴラ</u> 、 <u>レソト</u> 、 <u>モザンビーク</u> 、 <u>マダガスカル</u> 、 <u>タンザニア</u> 、 <u>ケニア</u> 、 中央アフリカ、ギニアビサウ
中南米 (3カ国)	ドミニカ国、グレナダ、セントルシア

注：下線の国は、我が国が債権（貿易保険債権、JBIC債権、ODA債権、食糧借款債権）を有する17カ国。
このうち、貿易保険債権があるのはパキスタン、イエメン。

Common Framework（DSSI後の債務措置に係る共通枠組）概要

- Common Frameworkは、債務持続性の懸念がありDSSIを超えた更なる債務措置が必要な国に対してパリクラブとG20で協調して債務再編を行うための共通枠組（2020年11月14日にG20財務大臣・中銀総裁会議で合意）。
- Common Frameworkは、IMFプログラムを通じたより構造的なアプローチ。全ての公的な二国間債権者が参加し、共通の条件で債務措置を実施すること、また民間債権者が公的債権者と少なくとも同程度の措置を実施することが明記されている。
- 本枠組による債務再編では、中国の情報開示が十分でないこと、民間債権者の取り込み等の課題があり、パリクラブ、G20において具体的な実施方法を協議している。

対象国	DSSIと同様、IDA国及び国連の定める最貧国（UN-LDC）計73カ国。但し、IMF・世銀に延滞中の国を除く。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・債務救済の必要性と措置の適格債務（債務情報の公開、IMFプログラム実施）・公的二国間債権者間の協調（全ての二国間債権者の参加及び債権者間の協調と透明性確保）・他の債権者との措置のコンパラビリティ（他の債権者に同等以上の措置を求める）
供与条件、対象債権、対象期間、返済期間等の条件	パリクラブ議長とG20の共同議長による債権国委員会を開催し、ケースバイケースで債務再編措置（債務削減、繰延を含む）を決定。
要請国（21年4月末時点）	チャド、エチオピア、ザンビア

論点（OECD輸出信用アレンジメント）

- OECD輸出信用アレンジメントは、政府系金融機関による輸出に関連する公的支援において、供与条件の不当な緩和を規制し、アレンジメント参加国の輸出者間の公平な条件の下での競争（LPF:Level Playing Field）を確保するため、OECD加盟国間で合意したものである。こうしたルールに準拠しつつ、日本の国際競争力を高めていくために、どのような対応が考えられるか。
 - (1) アレンジメントは、一部の輸出品目に関連する公的支援は適用除外とされている一方で、現在NEXIではこうした分野についてもアレンジメントに準拠した保険料率を適用している。NEXIの収支相償を前提としつつ、対外取引の健全な発達やLPF確保の観点も踏まえ、こうした分野について、アレンジメントの通常料率よりどの程度優遇することが考えられるか。
 - (2) アレンジメントは、他国がアレンジメントよりも有利な供与条件を提示した場合に限り対抗措置として同様の条件を提示可能とすること（マッチング）を認めている一方で、現在NEXIではこうした対応をするための規定が整備されていない。非OECD諸国とのLPF確保の観点も踏まえ、どのように対応すべきか。

-
1. 総論
 2. 急変する国際情勢への対応
 3. グリーン支援強化・カーボンニュートラルに向けた取組支援
 4. 中堅・中小企業／農産品分野等の海外展開支援
 5. OECD輸出信用アレンジメント
 6. **NEXIの監理**

NEXIにおける貿易保険法違反事案の概要

- NEXIにおいて2つの法令違反事案が判明。
 - ① 認められていない外国債券の保有（2/22 NEXI公表） ≒内部監査により判明
⇒外部調査委員会の設置
 - ② 保険料の誤徴収（3/4 NEXI公表） ≒上記外部調査委員会により判明
- NEXI の業務実施体制の強化を優先し、「貿易保険法の一部を改正する法律案」の今国会への提出を見送ることとした（3/4 経済産業省公表）。

① 認められていない外国債券の保有

- ・ 2018年11月～2019年5月、ドイツ復興金融公庫債を取得（3回、計1650万ドル）
⇒ 2021年2月22日までに全てを売却完了

② 保険料の誤徴収

- ・ 届け出ていた保険料率規程と異なる計算方法（端数処理）で保険料を計算
⇒ 2004年以降、計47件の誤徴収が発生

過大徴収 27件 1,695,394円（最小144円・最大 458,616円）

過少徴収 20件 5,352,693円（最小194円・最大1,537,695円）

関係法令（余裕金の運用）

（余裕金の運用）

- 第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
 - 四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

【貿易保険法施行規則】

第十七条 法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、外国政府及び国際機関の発行する有価証券であって外国通貨をもって表示されるものの取得とする。

- 第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
- 八 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

関係法令（保険料率規程）

（引受条件）

第四十条 会社は、貿易保険の保険料率その他の引受けに関する条件（以下「引受条件」という。）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、会社に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 保険料率について、貿易保険の事業の収入が支出を償うに足るものであること。

二 保険料率が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものでないこと。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 対外取引の健全な発達を阻害するものでないこと。

3 会社は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、貿易保険を引き受けてはならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

九 第四十条第三項の規定に違反して貿易保険を引き受けたとき。

関係法令（監督権限）

（監督）

第三十一条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

五 第二十一条第四項、第三十一条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反したとき。

【参考】

（報告及び検査）

第三十二条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託金融機関に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託金融機関の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

平成27年「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 背景

平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「各法人の業務類型の特性を踏まえたガバナンスを整備する」との観点から、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)について、以下が定められた。

- (1) 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行すること
- (2) 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継すること
- (3) 貿易再保険特別会計の廃止に伴い、政府保証等の必要な措置を講ずること

2. 概要

独立行政法人日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社とし、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、保険金の確実な支払を国が担保する制度を創設する他、貿易保険の充実を図るための措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

1. (独)NEXIの全額政府出資の特殊会社化

NEXIを株式会社とし、政府は、常時、NEXIの発行済株式の総数を保有していなければならないものとする【第4条】。

2. 再保険制度から履行担保制度への移行

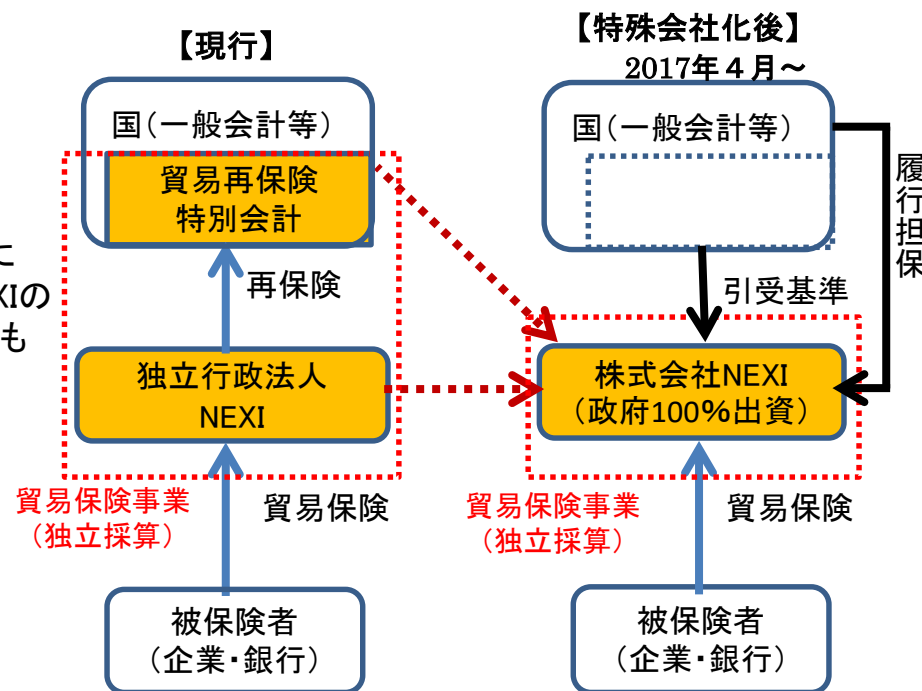
貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理をNEXIに一元化するとともに、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとする(履行担保)【第28条】。

3. 国との一体性の確保

NEXIの保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定める他、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とする【第15条及び第16条】。

4. 貿易保険の充実

一定の海外事業を行うための国内事業者への融資を貿易保険の対象とする等の措置を講ずる。



余裕金の運用規定についての比較

● 特殊会社等について、余裕金の運用に関する法律・省令等の規定は、以下の通り。

	貿易保険法	国際協力銀行法	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
法律	<p>第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</p> <p>四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法</p>	<p>第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他財務大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 財政融資資金への預託</p> <p>三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>四 譲渡性預金証書の保有</p> <p>五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</p> <p>六 コール資金の貸付け</p> <p>七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法</p>	<p>第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。</p> <p>三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買 り外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(ヲ及び次条において「外国政府等」という。)の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券(金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。同条において「外国債」という。)</p>
政令・省令	<p>第十七条 法第二十九条第四号の経済産業省で定める方法は、外国政府及び国際機関の発行する有価証券であって外国通貨をもって表示されるもの取得とする。</p>	<p>第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの</p> <p>二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの</p>	<p>第七条 法第二十九条第三号りの政令で定める債券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券</p> <p>二 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券(前号に該当するものを除く。)</p>

保険業法に基づく民間損保会社の監督について

- 保険業法に基づき損害保険会社を監督する金融庁では、**監督を担う職員向けの手引書として、「保険会社向けの総合的な監督指針」やそれに基づく様式を策定・公表し、ルールの明確化、行政手続きの効率化等**を図っている。
- また、保険業法においては、保険会社は、**不祥事件が発生したことを知った場合は、金融庁に届け出る**ことが規定されている。

<保険業法 抜粋>

(届出事項)

第二百七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、**その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。**

一～七 (略)

八 その他**内閣府令**(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令) **で定める場合**に該当するとき。

2 (略)

<保険業法施行規則 抜粋>

(届出事項等)

第八十五条 法第二百七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十六 (略)

十七 **保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。)**が発生したことを知った場合

十八 (略)

2～6 (略)

<保険会社向けの総合的な監督指針>

以下のとおり行政上の手続きや監督上の対応等を明確化。

Ⅲ-2-16 不祥事件等に対する監督上の対応

- (1) 不祥事件等の発覚の第一報
- (2) 不祥事件等届出書の受理
- (3) 業務の適切性の検証
- (4) 監督上の措置
- (5) 標準処理期間

別紙様式05		文書番号
		年 月 日
金融庁長官 殿 (又は〇〇財務(支)局長 殿) (又は沖縄総合事務局長 殿)	保険会社名 (又は外国保険会社等名) 代表者名 (又は日本における代表者名)	
不祥事件届出書		
保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第17号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第7号)の規定に基づき、下記のとおり届けます。		
保 険 会 社 名	事故発生支社・支店名等	
代理人名(原主名) 及び委託先	専属代理店・兼代理店(代申会社)	*本で済ませる
事故者の労働名 及び氏名 (生年月日及び年齢)	入社年月日	年 月 日 入社
請求運送の請求額 (請求に違反しない場合は 漏れ)	届出の種類 規定(規期)	
保険会社が不祥事件の 発生を知った日	年 月 日 ()	発生期間 年 月 日 ~ 年 月 日
事 故 金 額 (うち実損見込み)	千円 ()	千円 ()
発 覚 の 経 緯 (目録を添付し記載する)		
事 故 の 概 要		
事故の調査・解明の 状 況		

事 務 課 長	
事務発生原因の分析・ 調 理 課 長 等	
内 務 課 長	
処分内容	事 務 課 長
備 考	

届出書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、届出、やねを再下届出書の提出をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

- 今般、NEXIにおいて、①法律上認められていない外国債券の保有、②保険料の誤徴収、の二つの法令違反が判明した。NEXIでは、外部調査委員会の指摘も踏まえた再発防止策の実施に努めているところであるが、今般の事案の経緯も踏まえ、経済産業省のNEXIに対する監督について、見直すべきことはあるか。当初政府が運営をしていた貿易保険事業を2001年に独立行政法人日本貿易保険へ移管、その後2017年に株式会社化した経緯も踏まえ、どう考えるか。
- (1) ①外国債券の保有について、他法令の横並びも踏まえ、どう考えるか。
 - (2) ②保険料の誤徴収を含め、重大な事案が発生した場合のNEXIと監督官庁である経済産業省との関係について、民間損保会社における対応も参考に、どのような規律を置くべきか。
 - (3) このほか、経済産業省とNEXIとの間での重要なやりとりは書面で行うなど、どのような対応が考えられるか。